

佐野市男女共同参画プラン (第4期)

～ 認める 支える 分かち合う
個性かがやく参画社会 ～



令和7(2025)年3月
栃木県佐野市

は じ め に



全国的な人口減少、超高齢社会の到来、家族形態や地域社会の変容など、私たちを取り巻く環境が急速に変化し続けています。このような中、人々のライフスタイルや価値観の多様化により、一人ひとりが互いを認め合い、あらゆる分野で男女が共に持てる個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、これまで以上に求められています。

本市では、「佐野市男女共同参画推進条例」の基本理念のもと、3期にわたり「佐野市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進を図ってまいりました。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識の解消や多様性への理解の促進、政策・方針決定過程への女性の参画の推進、配偶者等からの暴力の根絶など解決すべき課題は多く、引き続き取組を推進する必要があります。

こうした社会情勢やこれまでの本市の取組の成果と課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するため、「佐野市男女共同参画プラン(第4期)」を策定しました。本プランは、「女性活躍推進計画」「DV 対策基本計画」「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を包含し、関連の深い各種施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

本プランの推進にあたっては、行政はもとより、市民、事業所、教育関係者、関係機関の皆様と連携を深めながら取り組んでいくことが重要となります。今後とも、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見やご提言をいただいた佐野市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、男女共同参画に関するアンケート調査にご協力いただいた市民や市内事業所の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和7(2025)年3月

佐野市長 金子 裕

目 次

第 1 章 計画の趣旨	1
第 1 節 計画策定の趣旨.....	1
第 2 節 計画の位置づけと性格.....	2
第 3 節 計画の期間.....	2
第 2 章 計画策定の背景	3
第 1 節 世界・国・県の動き.....	3
第 2 節 佐野市の動き.....	4
第 3 章 佐野市の男女共同参画をめぐる現状と課題	5
第 1 節 佐野市の現状.....	5
第 2 節 市民アンケートから見える現状.....	10
第 3 節 第3期計画の推進状況と課題.....	23
第 4 章 計画の基本的な考え方	24
第 1 節 基本理念.....	24
第 2 節 基本目標.....	24
第 3 節 計画の体系.....	25
第 5 章 計画の内容	26
基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり.....	26
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進.....	33
基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり.....	39

第 6 章 計画の推進.....52

第 1 節 計画の推進体制.....	52
第 2 節 関係機関との連携体制の充実.....	52
第 3 節 計画の調査・点検・審議体制の設置.....	52
第 4 節 数値目標.....	54

資料編..... 55

1. 佐野市男女共同参画都市宣言.....	55
2. 佐野市男女共同参画推進条例.....	56
3. その他法令関係.....	60
4. 佐野市男女共同参画プラン(第 4 期)策定の経過.....	61
5. 佐野市男女共同参画審議会規則.....	62
6. 佐野市男女共同参画審議会委員名簿.....	63
7. 佐野市男女共同参画推進本部設置要綱.....	64
8. 佐野市男女共同参画推進本部構成員名簿.....	66
9. 佐野市男女共同参画推進本部幹事会構成員名簿.....	67
10. 国際婦人年以降の男女共同参画に関するあゆみ.....	69
11. 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄).....	73
12. 用語解説.....	78

第1章 計画の趣旨

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成 18(2006)年6月に「佐野市男女共同参画推進条例」を制定し、一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず誰もがその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、3期(平成 20 年度～令和6年度)にわたる「佐野市男女共同参画プラン」により、様々な取組を進めてきました。

この間、わが国では急速な人口減少・少子高齢化の進行、社会・経済のグローバル化の進展、また、AI などの情報技術の進歩、SDGs*(持続可能な開発目標)の達成に向けた世界的な取組が進むなど、社会情勢は大きく変化してきました。

これらの変化は、これまで潜在的であった様々な課題を浮き彫りにし、特に人口減少と少子高齢化がもたらす「労働力不足」、「担い手不足」は地域の活力に深刻な影響を与え、持続可能な社会を築く上で大きな課題となっています。今こそ男女がそれぞれに持てる能力を発揮し、活躍できる社会の実現が求められていますが、国際的に見たわが国の状況については、例えば、世界経済フォーラムが発表した令和6(2024)年のジェンダー・ギャップ指数*においては 146 か国中 118 位であり、更なる男女共同参画の取組が求められています。

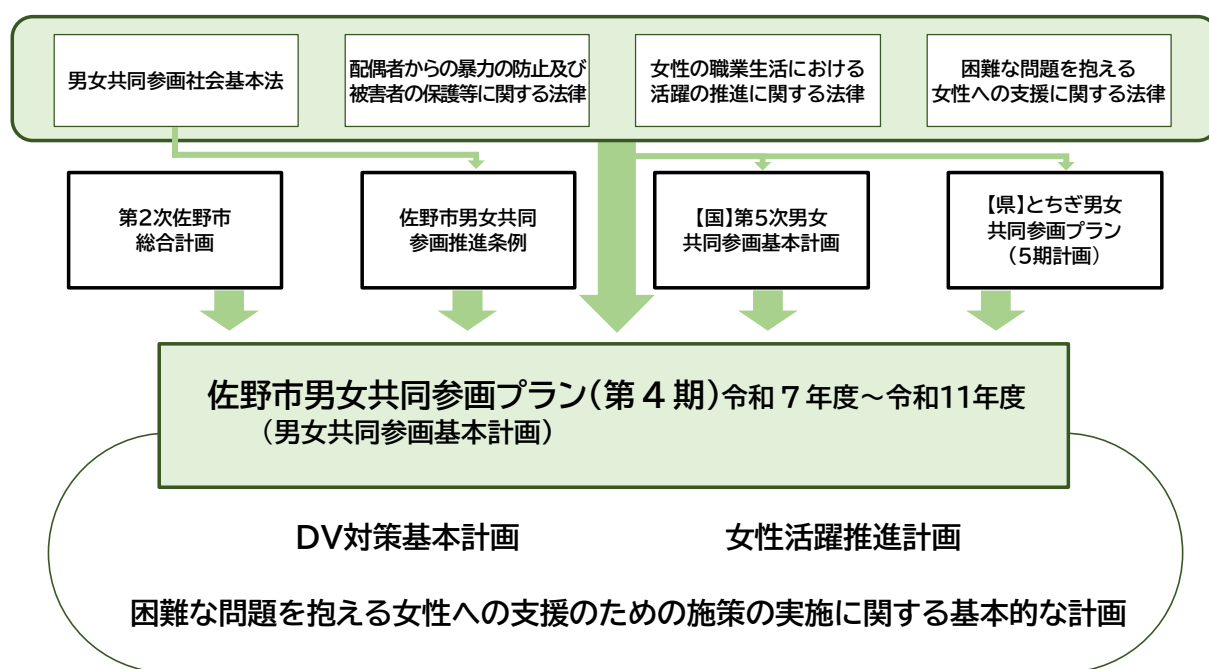
こうした現状を踏まえて、「佐野市男女共同参画プラン(第4期)」は、これまでの取組の成果やその検証結果から、これからの5年間に取り組むべき施策の方向を明らかにし、本市において男女共同参画社会の更なる推進を図るために策定をするものです。

■男女共同参画社会とは■ 男女共同参画社会基本法*第 2 条から抜粋

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」である。

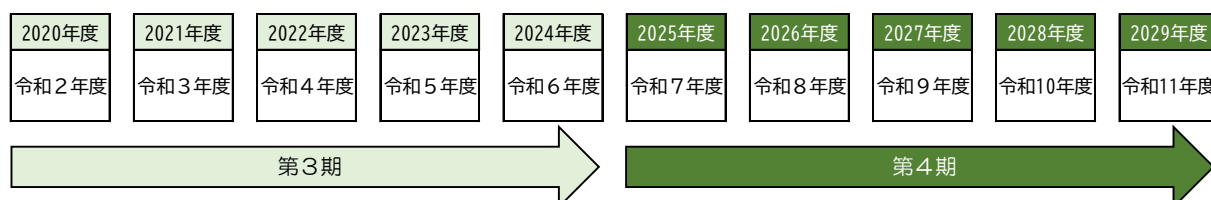
第2節 計画の位置づけと性格

- (1)この計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、「佐野市男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- (2)この計画は、国の「男女共同参画基本計画」や県の「とちぎ男女共同参画プラン」を勘案した計画です。
- (3)この計画は、「第2次佐野市総合計画」に基づき策定します。
- (4)この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。(DV対策基本計画)
- (5)この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」です。(女性活躍推進計画)
- (6)この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」です。(困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画)



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。毎年度、事業の効果の検証や評価を実施し、法改正や社会情勢等に変化があった場合を含め、必要に応じて随時見直しを行います。



第2章 計画策定の背景

第1節 世界・国・県の動き

(1)世界の動き

国際連合が昭和 50(1975)年を「国際婦人年」と決議し、昭和 51(1976)年から昭和 60(1985)年までを「国連婦人の 10 年」と定め、昭和 54(1979)年に「女子差別撤廃条約」を採択し、女性の地位向上に向けた世界的な取組が進められてきました。平成 7(1995)年には、「平等、開発及び平和のための行動」をテーマに第4回世界女性会議が北京で開催され、その後、女性施策の指針として「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

また、平成 27(2015)年には「北京+20」(第 59 回国連婦人の地位委員会)がニューヨークの国連本部で開催されました。そこでは、「北京宣言及び行動綱領」実施の進捗が遅く、不均衡であることを憂慮し、具体的な行動を取ることが表明され、また、男性及び男児の関与の重要性についても述べられました。同年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能な開発目標(SDGs)の1つに「ジェンダー*の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが掲げられるなど、女性の地位向上と参画を早急に実現していくことの重要性が世界的に認識されています。

(2)国の動き

国においては、平成 11(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、この基本法に基づく男女共同参画基本計画が策定されました。そして、平成 27(2015)年8月に成立した「女性活躍推進法*」により、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

近年では、災害時における性差別の排除、女性やこども、高齢者などの弱者の保護、そして復興プロセスにおける男女の平等な参加の促進を目的として、令和2(2020)年5月に「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が作成され、災害が発生した際に男性と女性が平等に支援されるようにするための枠組みを構築しました。

また、令和6(2023)年5月に DV 防止法が改正され、保護命令*制度の拡充と保護命令違反の厳罰化が図られました。同年6月には G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開催され、ジェンダーに基づく暴力を容認しないなどの G7 ジェンダー平等大臣共同声明(日光声明)が採択されました。

さらに令和6(2024)年4月には、女性をめぐる問題が多様化・複雑化していることが顕在化したことで、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点を明確に規定した、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

(3)県の動き

栃木県においては、平成 14(2002)年 12 月に行政、県民、事業者が一体となって積極的に男女共同参画の推進に取り組むため「栃木県男女共同参画推進条例」を制定し、それに基づく基本計画を策定し、施策を総合的に推進してきました。

そして、令和 5(2023)年 6 月に開催された G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合を契機に、「とちぎ女性活躍応援団」等による女性活躍の気運醸成やあらゆる分野における女性の活躍を推進するための各種施策を「とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)」(計画期間令和 3(2021)～令和 7(2025)年度)に基づき展開してきました。

また、令和 5(2023)年に 11 月 22 日を「とも家事の日」と制定し、家族で家事を分担するとともに、家事時間の削減にも取り組むことを宣言しました。

さらに、令和 6(2024)年 3 月には法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の現状と課題を踏まえた上で、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために「栃木県 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」が策定されました。

第2節 佐野市の動き

平成 17(2005)年2月に佐野市、田沼町、葛生町の1市2町が合併して、「佐野市」が誕生し、「男女共同参画課」が設置され、同年7月に男女共同参画を推進する団体「男女共同参画ネットワークさの」が設立されました。

平成 20(2008)年には、佐野市男女共同参画推進条例(平成 18(2006)年6月制定)に基づく「佐野市男女共同参画プラン」を策定しました。

平成 21(2009)年1月には、「佐野市男女共同参画推進センター(パレットプラザさの)」が開館し、男女共同参画社会実現のため市民の活動を幅広く支援するとともに、相談事業や情報の提供などを実施しています。

平成 26(2014)年3月には、「佐野市男女共同参画プラン」策定後の社会状況やプランの検証、さらに配偶者等からの暴力対策の推進を図り、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に進めていくため、「佐野市男女共同参画プラン(第二期)」を策定しました。

平成 28(2016)年6月には、市民と行政が一体となって男女共同参画社会づくりに取り組む気運を醸成するとともに、佐野市の積極的な取組の姿勢を市内外に発信するため、「佐野市男女共同参画都市宣言」を行いました。

令和元(2019)年 10 月に開催を予定していた「日本女性会議 2019 さの」は、令和元年東日本台風による甚大な被害により大会目前に中止となりました。

令和2(2020)年3月には、あらたに女性活躍推進計画を含む「佐野市男女共同参画プラン(第3期)」を策定し、女性が社会のあらゆる分野で活躍できるよう、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

令和4(2022)年9月には、性的マイノリティの方の思いを尊重するとともに、自分らしく生き生きと生活することを応援するため、「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

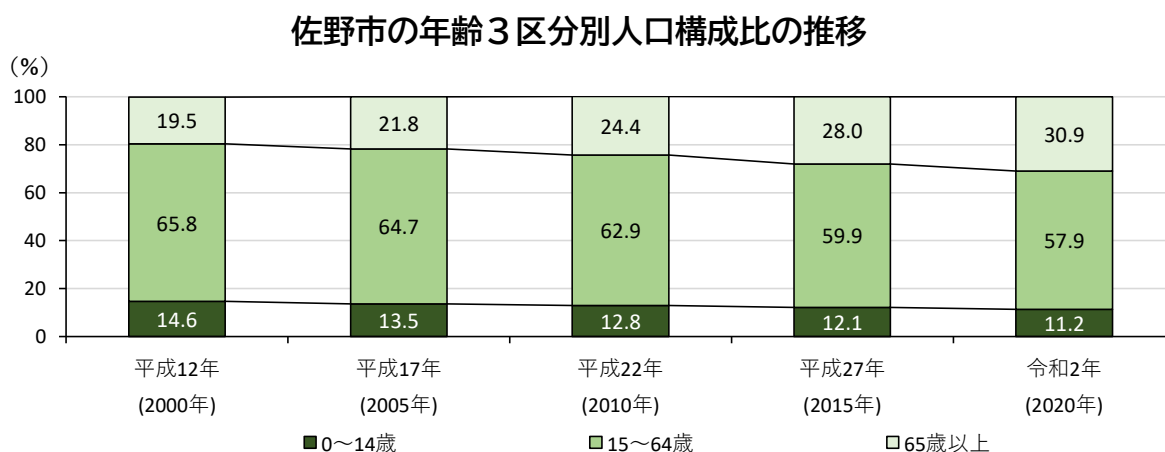
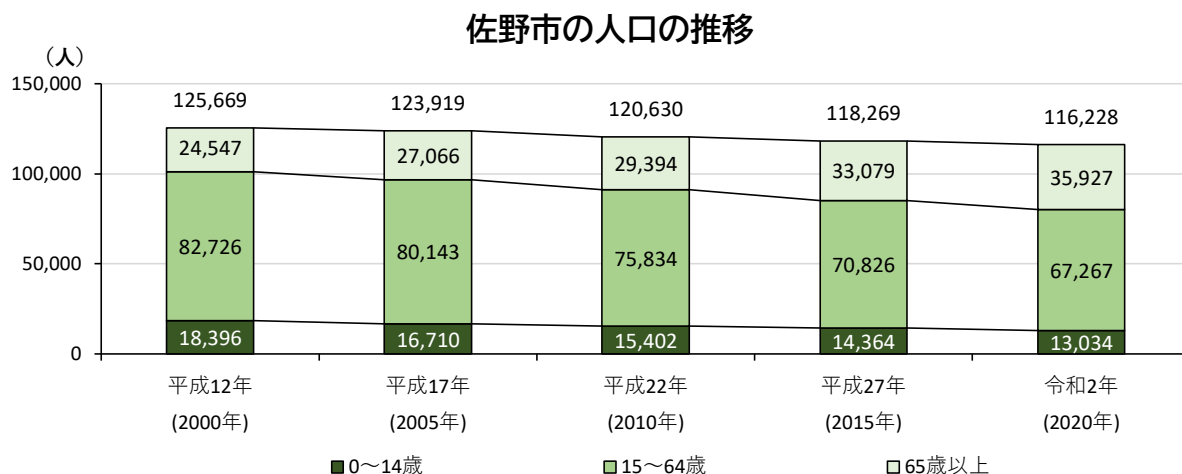
第3章 佐野市の男女共同参画をめぐる現状と課題

第1節 佐野市の現状

(1)人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、平成12(2000)年での125,669人に対し、令和2(2020)年では116,228人となり、9,441人の減少となっています。

年齢3区分別人口構成比では、65歳以上の高齢者人口の増加が著しく、平成12(2000)年での19.5%に対し、令和2(2020)年では30.9%と、11.4ポイントの増加となっています。一方、0～14歳の年少人口はこの間に3.4ポイント、人数では5,362人減少しました。



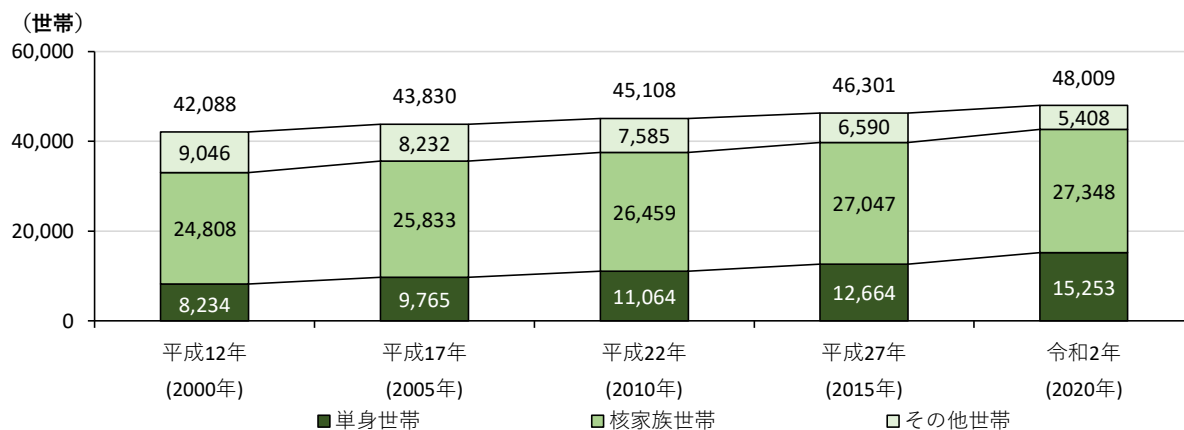
出典:国勢調査(各年10月1日時点) ※平成12(2000)年は旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の合計値

(2)家庭類型の推移

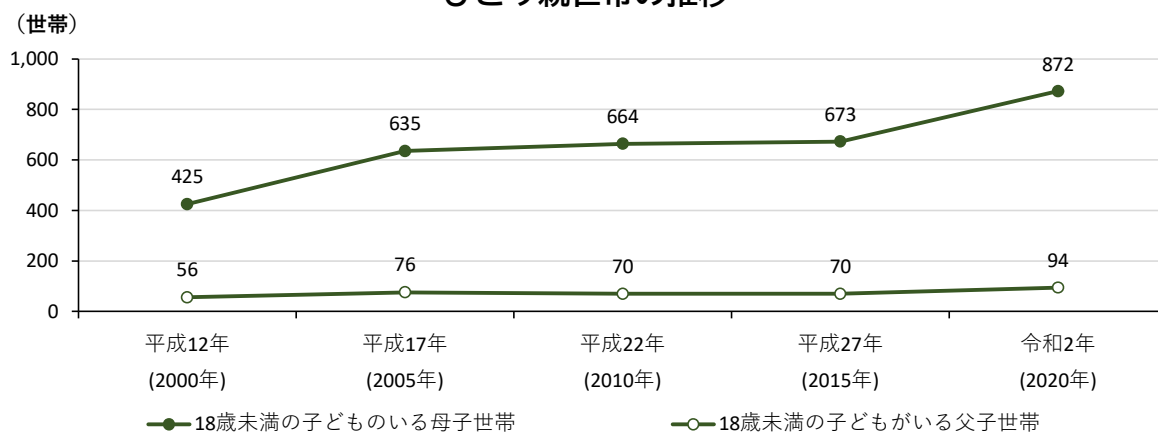
人口の減少が進む一方で、一般世帯数の総数は増加が続いています。世帯区分別に内訳をみると、平成12(2000)年以降、単身世帯と核家族世帯が増加し、その他世帯(三世帯同居等世帯)は減少しています。特に単身世帯は、平成22(2010)年から平成27(2015)年までの5年間で1,600世帯、平成27(2015)年から令和2(2020)年までの5年間で2,589世帯増加しています。

18歳未満のこどものいるひとり親世帯数の推移をみると、平成17(2005)年から平成27(2015)年にかけては、母子世帯数は約650世帯、父子世帯は約70世帯で推移していましたが、令和2(2020)年には母子世帯数は872世帯(平成27(2015)年度から約30%増加)、父子世帯は94世帯(平成27(2015)年から約34%増加)と、ともに増加傾向にあります。

世帯の推移



ひとり親世帯の推移

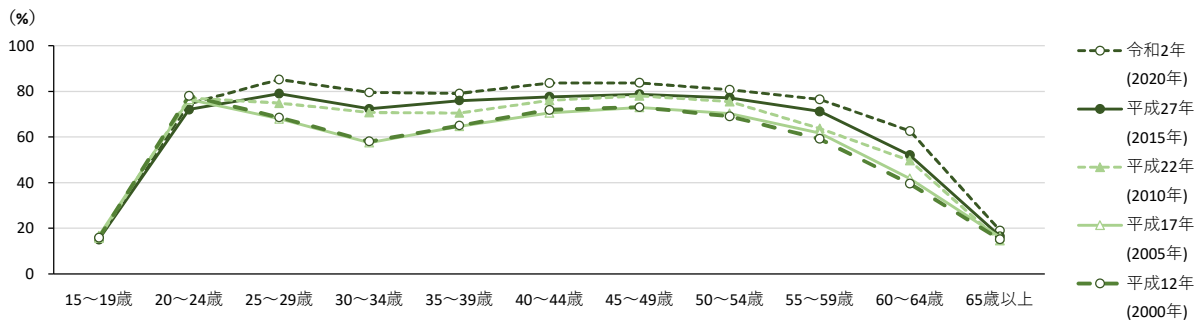


出典:国勢調査(各年10月1日時点)※平成12(2000)年は旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の合計値

(3)女性の就業の状況

本市の女性の年代別労働力率*は、平成 17(2005)年以降、25 歳以上のほぼすべての年代で調査のたびに上昇しており、30～34 歳の年代で労働力率が前後の年代よりも一旦下がる、いわゆる「M 字カーブ*」は緩和されてきています。この緩和は、既婚女性の労働力率が上昇したことが主な理由で、平成 12(2000)年と令和 2(2020)年を比較すると、25 歳から 44 歳までの年代の労働力率は 10～30 ポイント程度高くなっています。

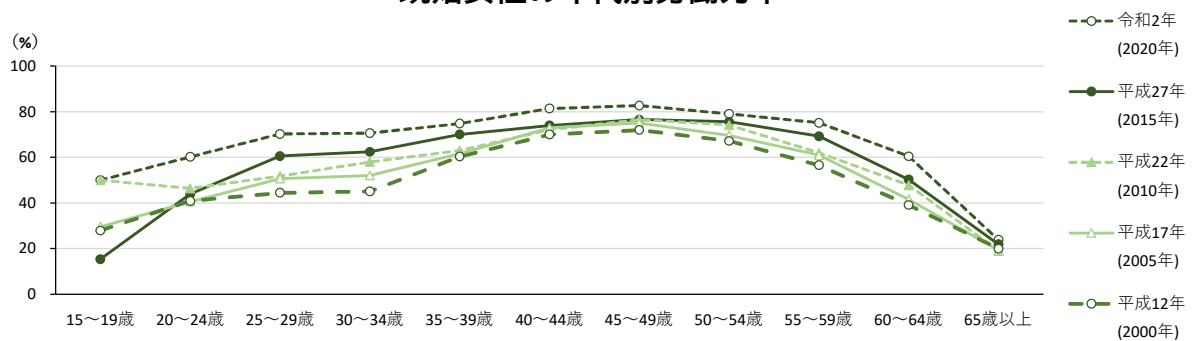
女性の年代別労働力率



単位：％

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
令和2年(2020年)	15.5	74.5	85.2	79.5	79.1	83.7	83.7	80.7	76.5	62.7	19.0
平成27年(2015年)	15.0	72.1	78.9	72.4	76.0	77.6	78.8	77.3	71.2	52.0	16.5
平成22年(2010年)	15.7	77.2	74.9	70.7	70.5	76.1	78.0	75.5	63.8	49.7	14.6
平成17年(2005年)	16.6	76.5	68.0	57.5	64.7	70.6	73.0	70.3	61.8	41.8	16.1
平成12年(2000年)	15.8	78.0	68.6	58.0	65.0	71.9	73.1	69.0	59.2	39.5	15.1

既婚女性の年代別労働力率



単位：％

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
令和2年(2020年)	50.0	60.2	70.2	70.6	74.8	81.4	82.7	79.0	75.1	60.5	23.8
平成27年(2015年)	15.4	43.9	60.5	62.4	70.0	74.0	76.6	75.6	69.2	50.3	21.9
平成22年(2010年)	50.0	46.4	51.8	58.0	63.0	72.2	76.5	74.2	62.0	47.8	19.1
平成17年(2005年)	29.6	40.6	50.6	52.0	61.6	72.9	75.0	69.6	61.0	41.5	19.3
平成12年(2000年)	27.9	40.9	44.5	45.1	60.3	70.0	72.0	67.2	56.5	39.1	20.0

出典：国勢調査(各年 10 月 1 日時点)※平成 12(2000)年は旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の合計値

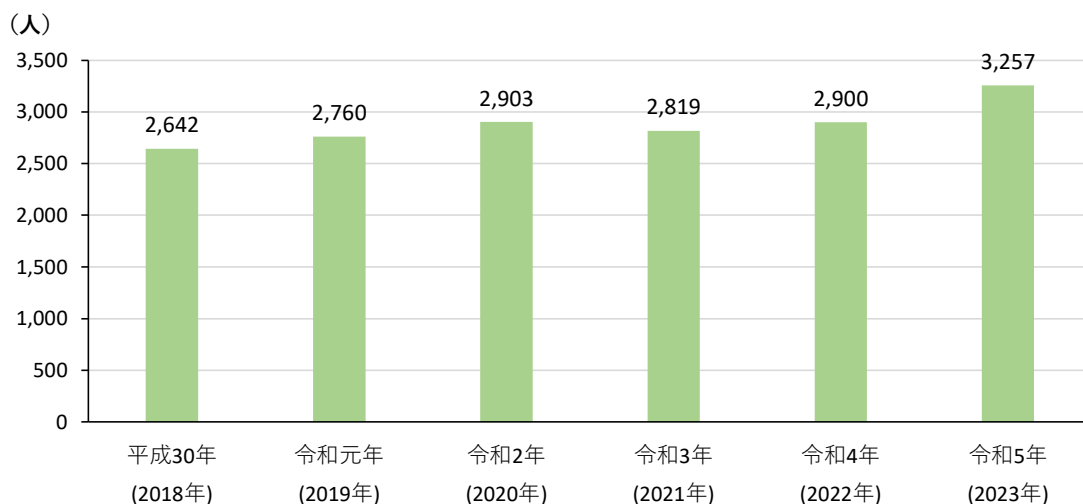
(4)外国人住民人口の推移

本市の令和5(2023)年12月31日時点での外国人住民人口は、48の国と地域からの3,257人で、平成30(2018)年からの5年間で615人(23.3%)増加しました。

国別住民人口では、令和5(2023)年12月31日時点でアジアと南米の国が上位5か国を占めており、平成30(2018)年からの推移をみると、ベトナム国籍の人口が急増していることが分かります。

外国人女性及び16歳未満のこどもの人口については、令和5(2023)年時点で女性は1,583人、こどもは321人で、平成30(2018)年からの5年間で女性は278人(21.3%)、こどもは33人(11.5%)増えており、いずれも増加傾向にあります。

外国人住民人口



国別住民人口

平成30(2018)年 単位：人

順位	国籍	人数
1	ベトナム	424
2	中国	383
3	フィリピン	376
4	ペルー	231
5	ブラジル	173

令和元(2019)年 単位：人

順位	国籍	人数
1	ベトナム	481
2	中国	397
3	フィリピン	377
4	ペルー	220
5	ブラジル	174

令和2(2020)年 単位：人

順位	国籍	人数
1	ベトナム	555
2	フィリピン	397
3	中国	369
4	ペルー	227
5	ブラジル	177
6	ポリビア	177

令和3(2021)年 単位：人

順位	国籍	人数
1	ベトナム	600
2	フィリピン	386
3	中国	316
4	ペルー	215
5	ブラジル	174

令和4(2022)年 単位：人

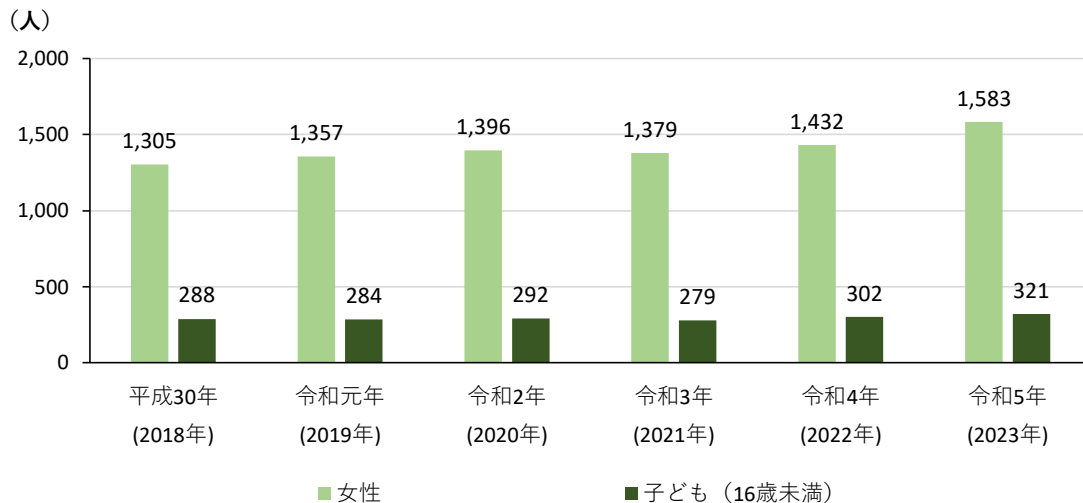
順位	国籍	人数
1	ベトナム	656
2	フィリピン	366
3	中国	297
4	ペルー	220
5	ポリビア	171

令和5(2023)年 単位：人

順位	国籍	人数
1	ベトナム	846
2	フィリピン	372
3	中国	295
4	インドネシア	224
5	ペルー	203

出典：佐野市(各年12月31日時点)

外国人女性と16歳未満のこどもの人口の推移



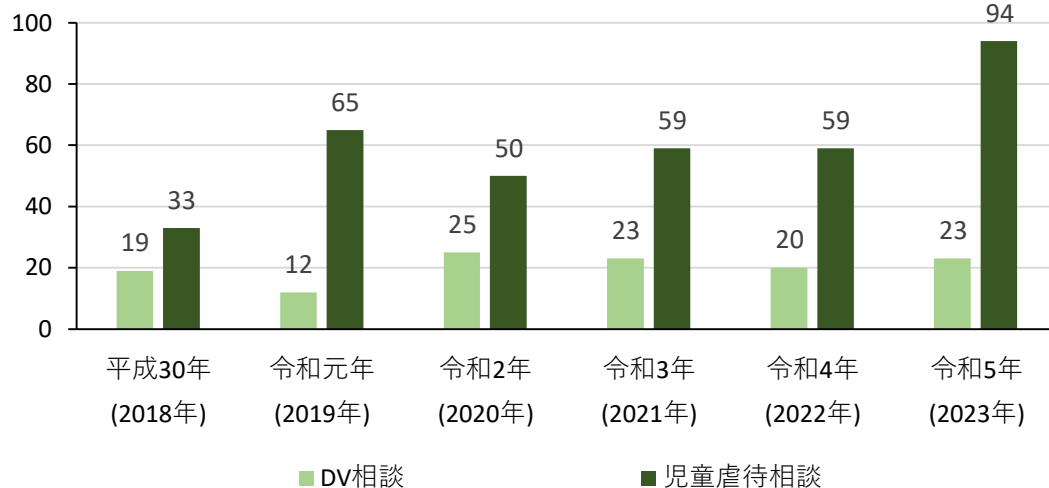
出典:佐野市(各年12月31日時点)

(5)DV(ドメスティック・バイオレンス*)等相談件数の推移 (こども政策課対応分)

本市のDVに関する相談件数は、年により増減がみられますが、令和4(2022)年は20件、令和5(2023)年は23件となっており、令和3(2021)年以前と比較してもほぼ横ばいとなっています。

しかし、児童虐待に関する相談件数は令和元年を境に60件前後を推移するなど大きく増加し、令和5(2023)年になると94件とさらに多くの相談が寄せられています。

(%) 佐野市におけるDV相談件数及び児童虐待相談件数の推移



出典:佐野市

第2節 市民アンケートから見える現状

(1) 市政に関するアンケート調査結果より

総合計画によるまちづくりについて、市民の意見を把握し、今後の施策の基礎資料とするため実施した市政に関するアンケート中の、男女共同参画に関する調査結果を検証します。

■調査方法等

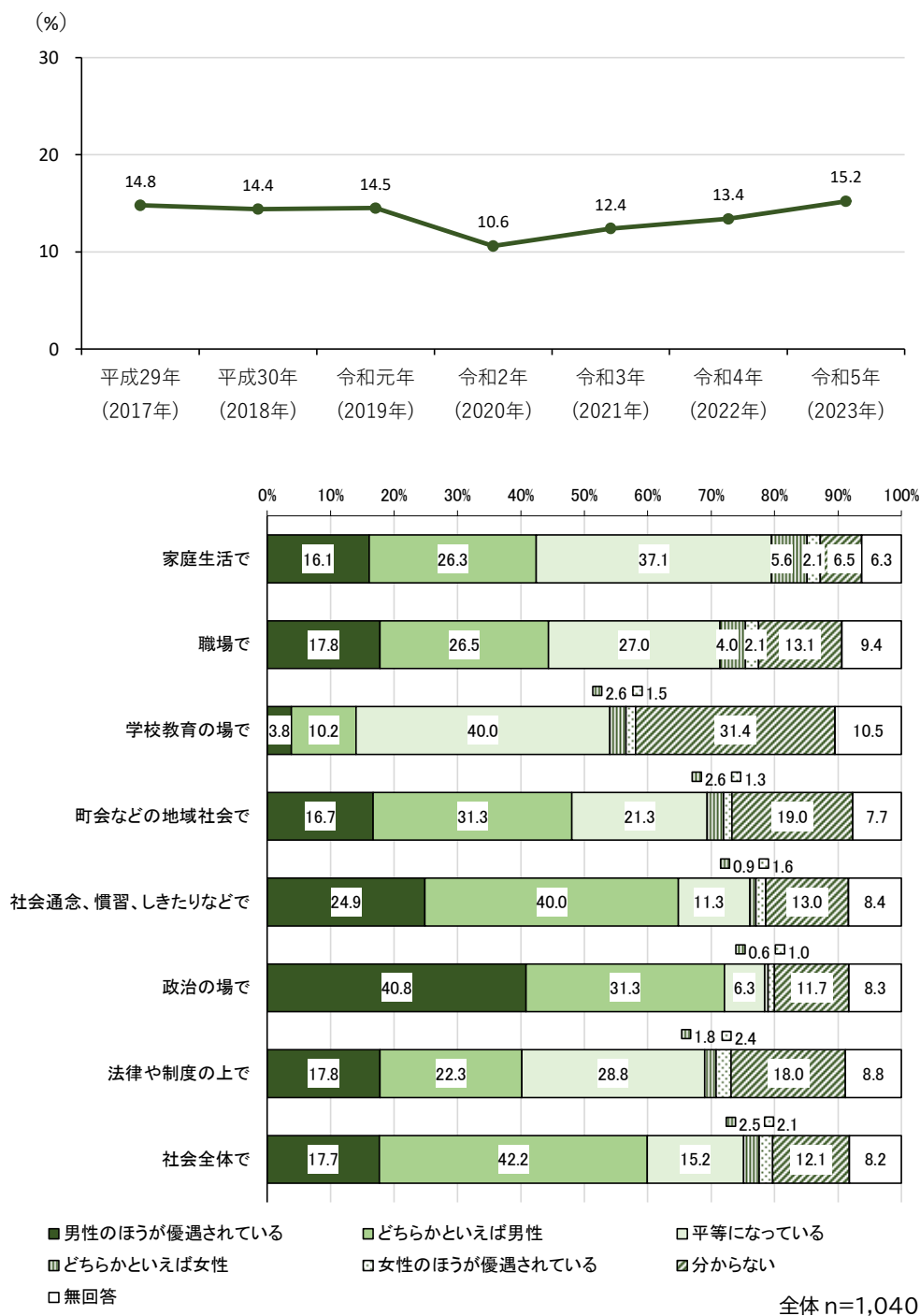
調査対象	満18歳以上の男女
標本数	2,000人
抽出方法	住民基本台帳から等間隔無作為抽出
調査方法	郵送による配布及び回収
調査期間	令和5(2023)年12月8日～令和6(2024)年1月9日
有効回答数(回収率)	1,040件(52.0%)

■主な調査結果

① 男女平等について

「社会全体で男女の地位が平等になっている」と考えている市民の割合は、平成29(2017)年に14.8%でしたが、令和2(2020)年には10.6%まで下がりました。しかし、それ以降は回復傾向にあり、令和5(2023)年は15.2%となっています。

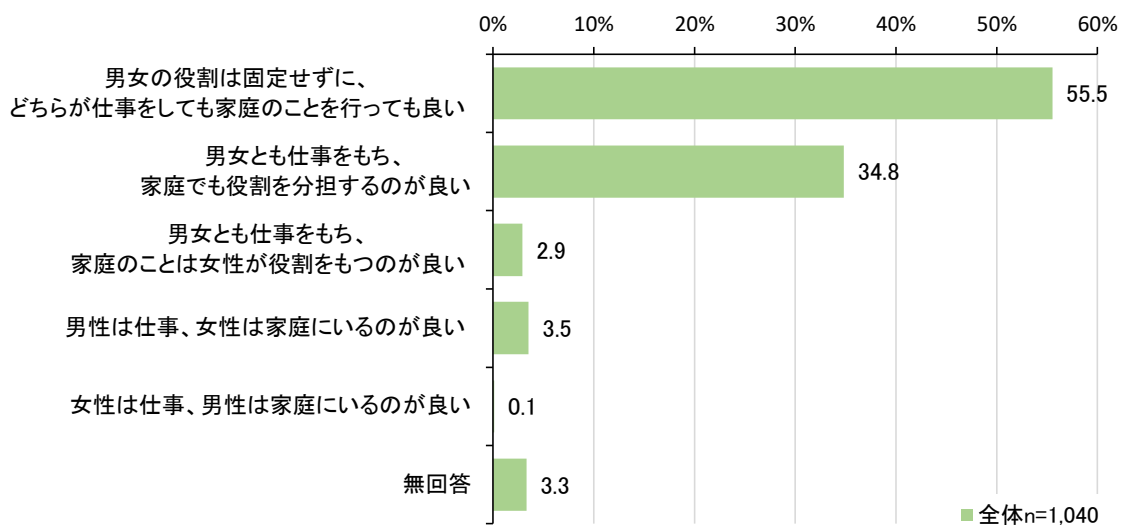
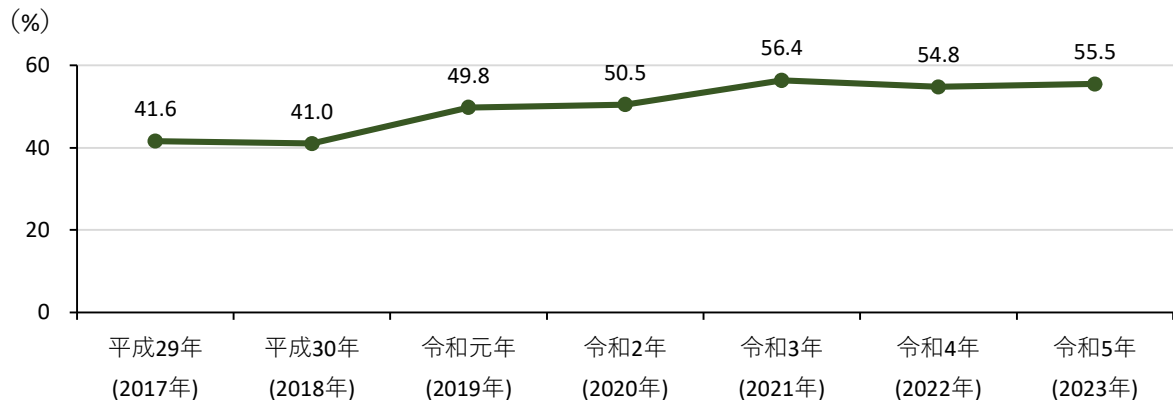
社会全体で男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合



② 男女の役割意識について

男女の役割意識について、「男女の役割は固定せずに、どちらが仕事をしていても家庭のことを行っても良い」と考えている市民の割合は55.5%と最も高く、次いで「男女とも仕事をもち、家庭でも役割を分担するのが良い」が34.8%と、固定的な性別役割分担意識*は改善されつつあると考えられます。

「男女の役割は固定せずに、どちらが仕事をしていても家庭のことを行っても良い」と考えている市民の割合



(2)男女共同参画に関するアンケート調査結果より

本市における男女共同参画に関する「市民の意識」及び「事業所の実態」を把握し、今後の男女共同参画行政を効果的に推進するため調査結果を検証します。

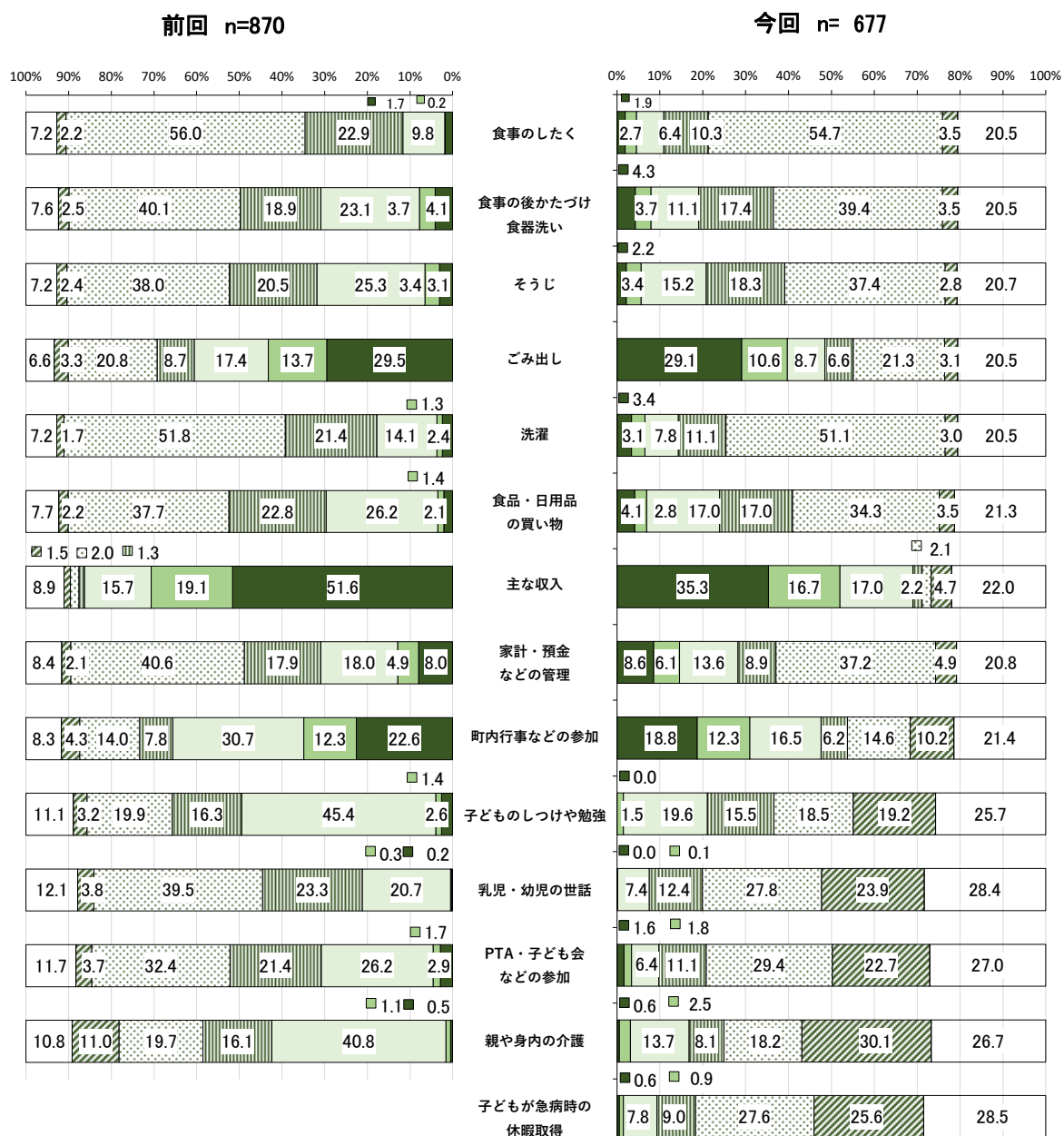
■調査方法等

	市民意識調査	事業所実態調査
調査対象	市内に居住する満18歳以上の男女	市内にある従業員が5人以上の民営事業所
標本数	2,000人(男女各1,000人)	200社
抽出方法	住民基本台帳(令和5(2023)年10月1日現在)からの等間隔無作為抽出	総務省経済センサス活動調査(令和3(2021)年)からの業種別各層による無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収、回答者の希望によりWEB回答も可能	
調査基準日	令和5(2023)年11月1日	
調査期間	令和5(2023)年10月24日～令和5(2023)年11月10日	
有効回答数(回収率)	780件(39.0%)	70件(35.0%)

■主な調査結果

① 家庭での役割分担について(市民意識調査)

前回調査と変わらず、「主に夫」と回答した方の割合は「ごみ出し」「主な収入」「町内行事などの参加」が高く、「主に妻」と回答した方の割合は「食事のしたく」「食事の後かたづけ、食器洗い」「そうじ」「洗濯」「食品、日用品の買い物」など基本的な家事の割合が高い状態が続いています。



(注)

・「世帯の状況」で、「1人世帯(一人暮らし)」、「無回答」以外の回答をnとしています。

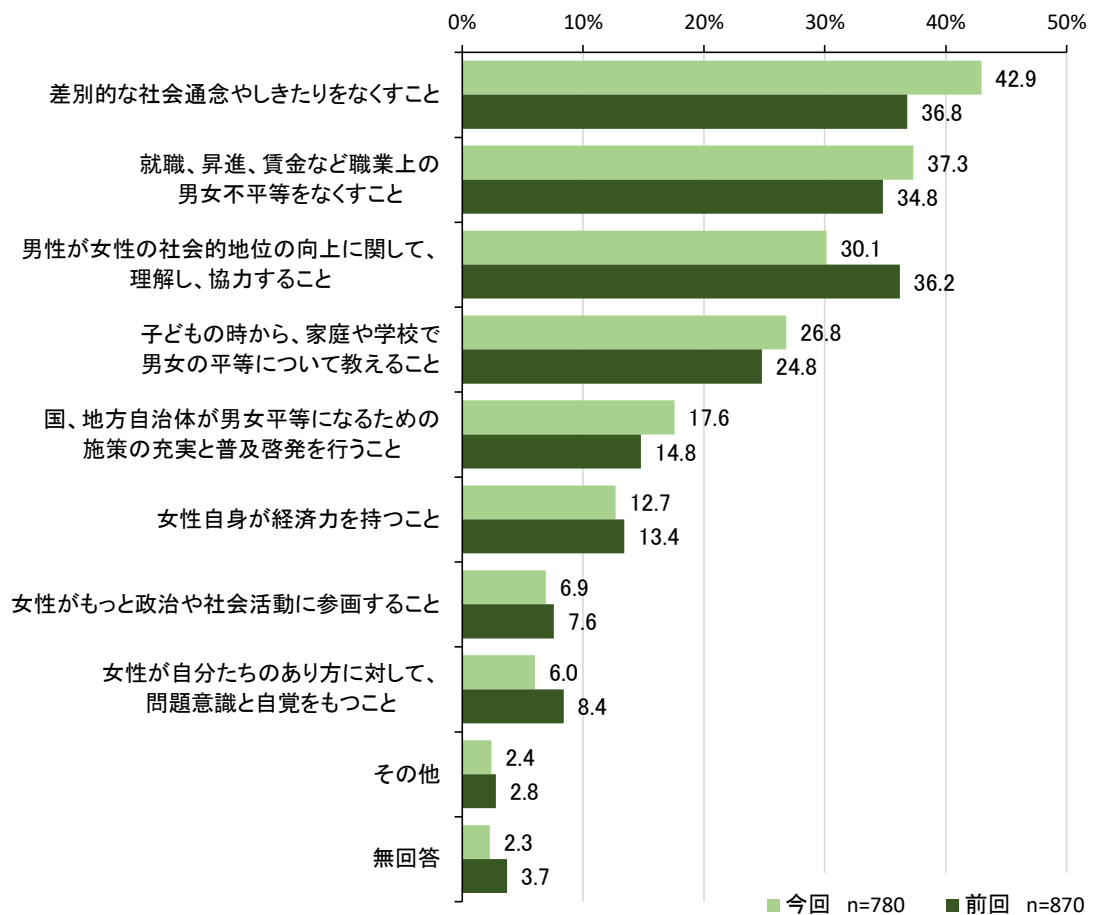
・前回は配偶者がいない方も対象としていましたが、今回は「配偶者・パートナーと一緒に生活している方」を対象としています。

■ 主に夫
□ 夫婦同じ程度
□ 主に妻
□ 無回答

■ どちらかといえば夫
■ どちらかといえば妻
■ その他(分担なし、該当なし等)

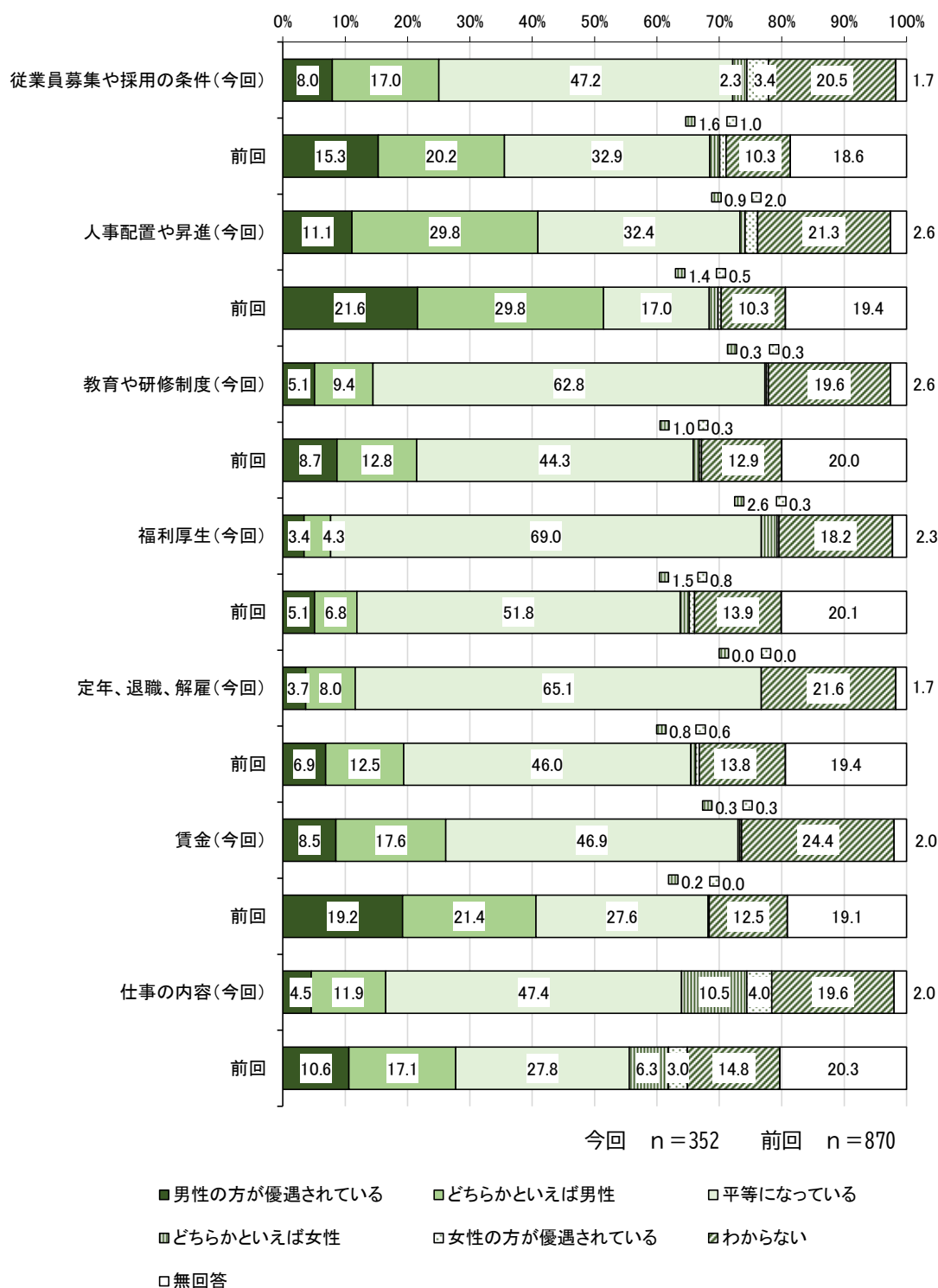
② 男女が平等になるために必要なことについて(市民意識調査)

「差別的な社会通念やしきたりをなくすこと」が42.9%、「就職、昇進、賃金など職業上の男女不平等をなくすこと」、「男性が女性の社会的地位の向上に関して、理解し、協力すること」が前回同様に3割台と高くなっています。



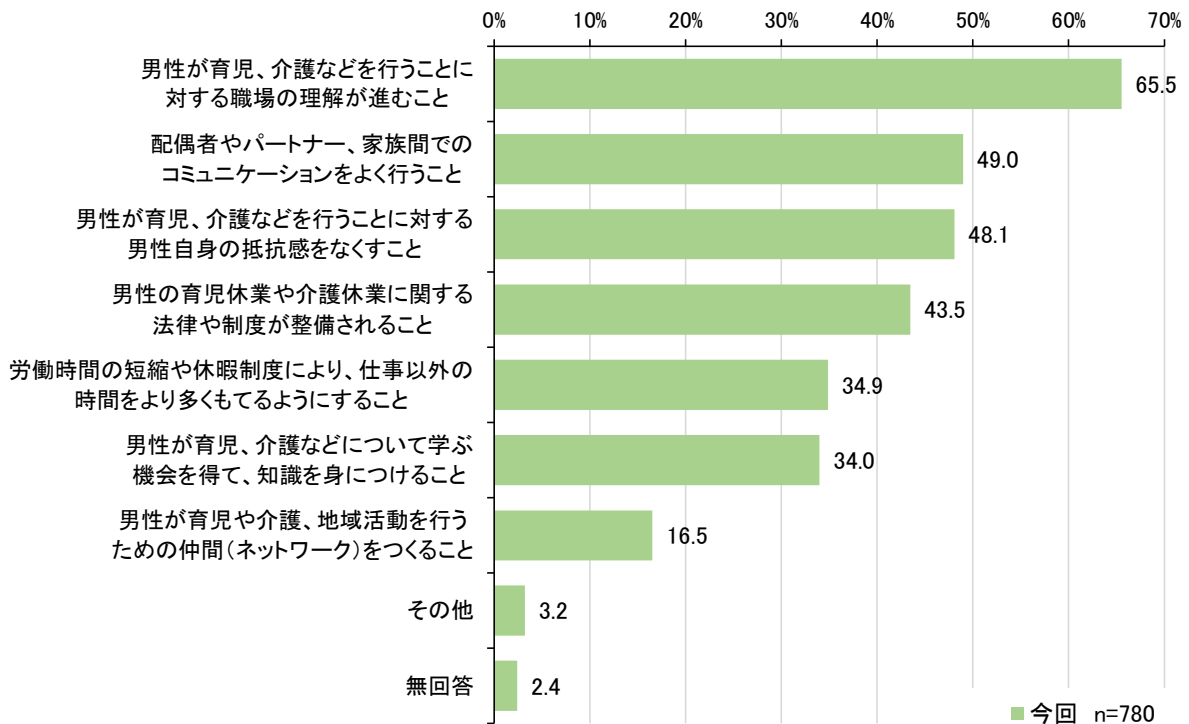
③ 職場における男女の平等感について(市民意識調査)

「平等になっている」と回答した方の割合は「福利厚生」が69.0%と最も高く、次いで「定年、退職、解雇」が65.1%となっています。「男性の方が優遇されている」の項目では「人事配置や昇進」が11.1%と最も高く、次いで「賃金」が8.5%となっています。一方「女性の方が優遇されている」と答えた方の割合はすべての項目で5%未満となっています。



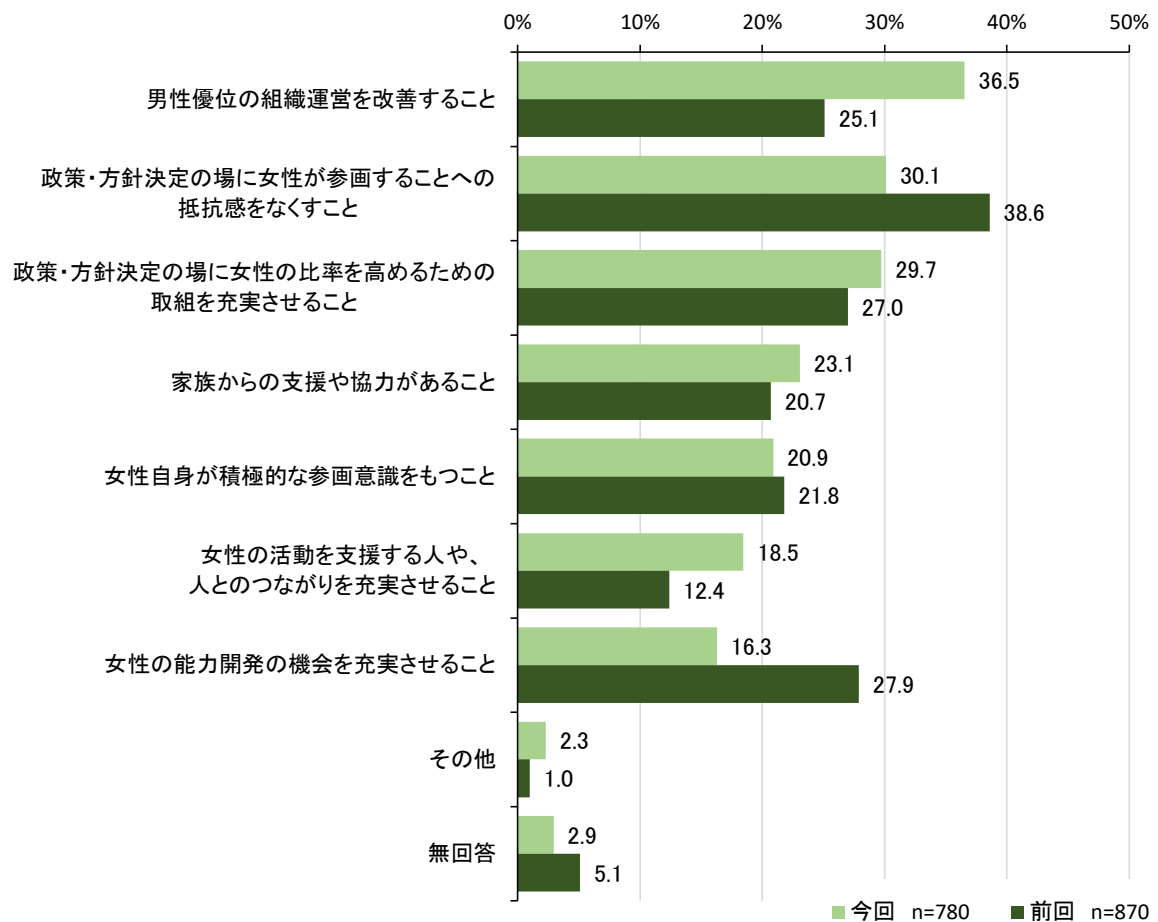
④ 男性が育児や介護などを行うために必要なことについて(市民意識調査)

「男性が育児、介護などを行うことに対する職場の理解が進むこと」が65.5%と最も高く、次いで「配偶者やパートナー、家族間でのコミュニケーションをよく行うこと」が49.0%、「男性が育児、介護などを行うことに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が48.1%となっています。



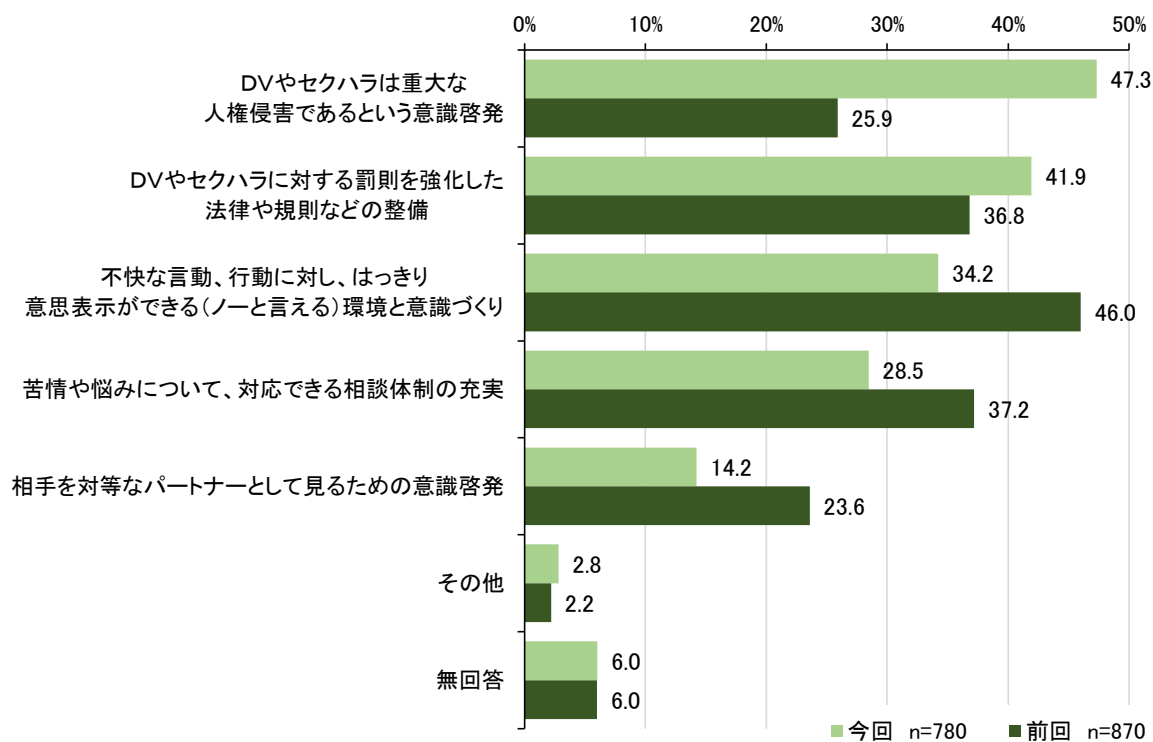
⑤ 政策や地域・企業の方針決定の場への女性の参画について(市民意識調査)

「男性優位の組織運営を改善すること」が36.5%と最も高く、次いで「政策・方針決定の場に女性が参画することへの抵抗感をなくすこと」が30.1%、「政策・方針決定の場に女性の比率を高めるための取組を充実させること」が29.7%となっています。



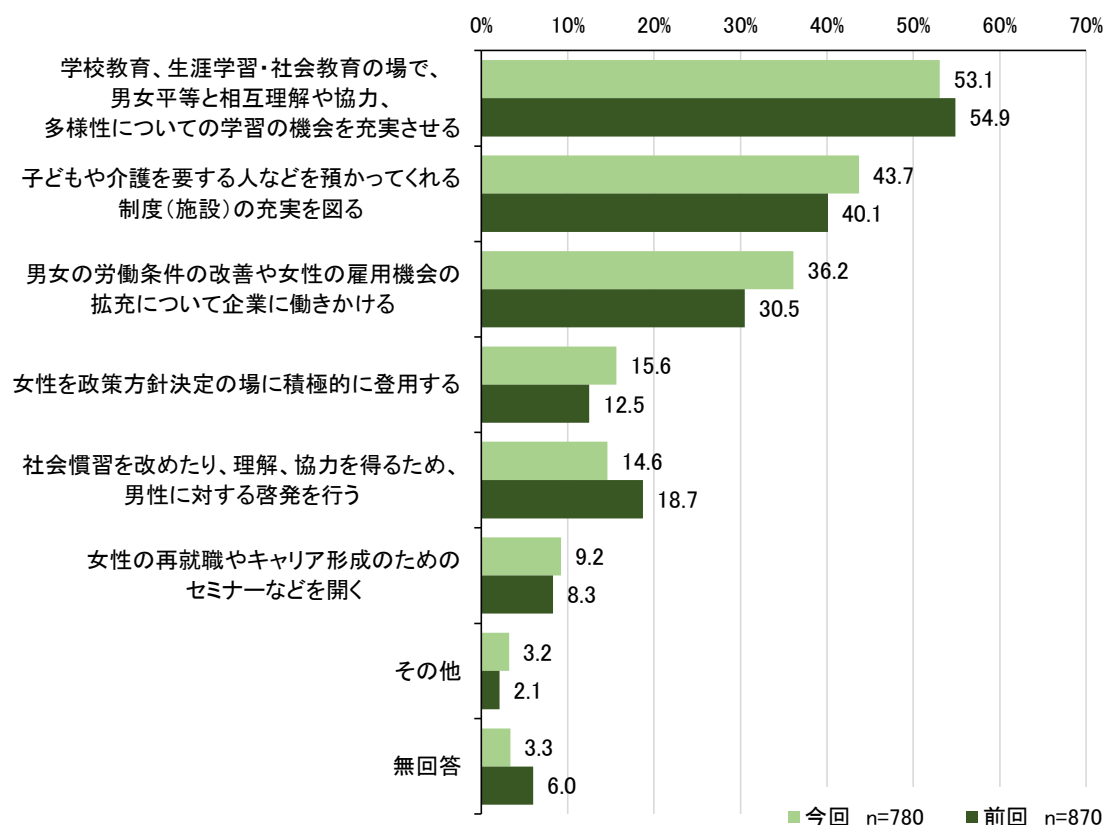
⑥ DV やセクハラ*をなくするためには(市民意識調査)

「DV やセクハラは重大な人権侵害であるという意識啓発」が 47.3%と最も高く、次いで「DVやセクハラに対する罰則を強化した法律や規則などの整備」が 41.9%となっています。



⑦ 男女共同参画を推進するための市の取組について(市民意識調査)

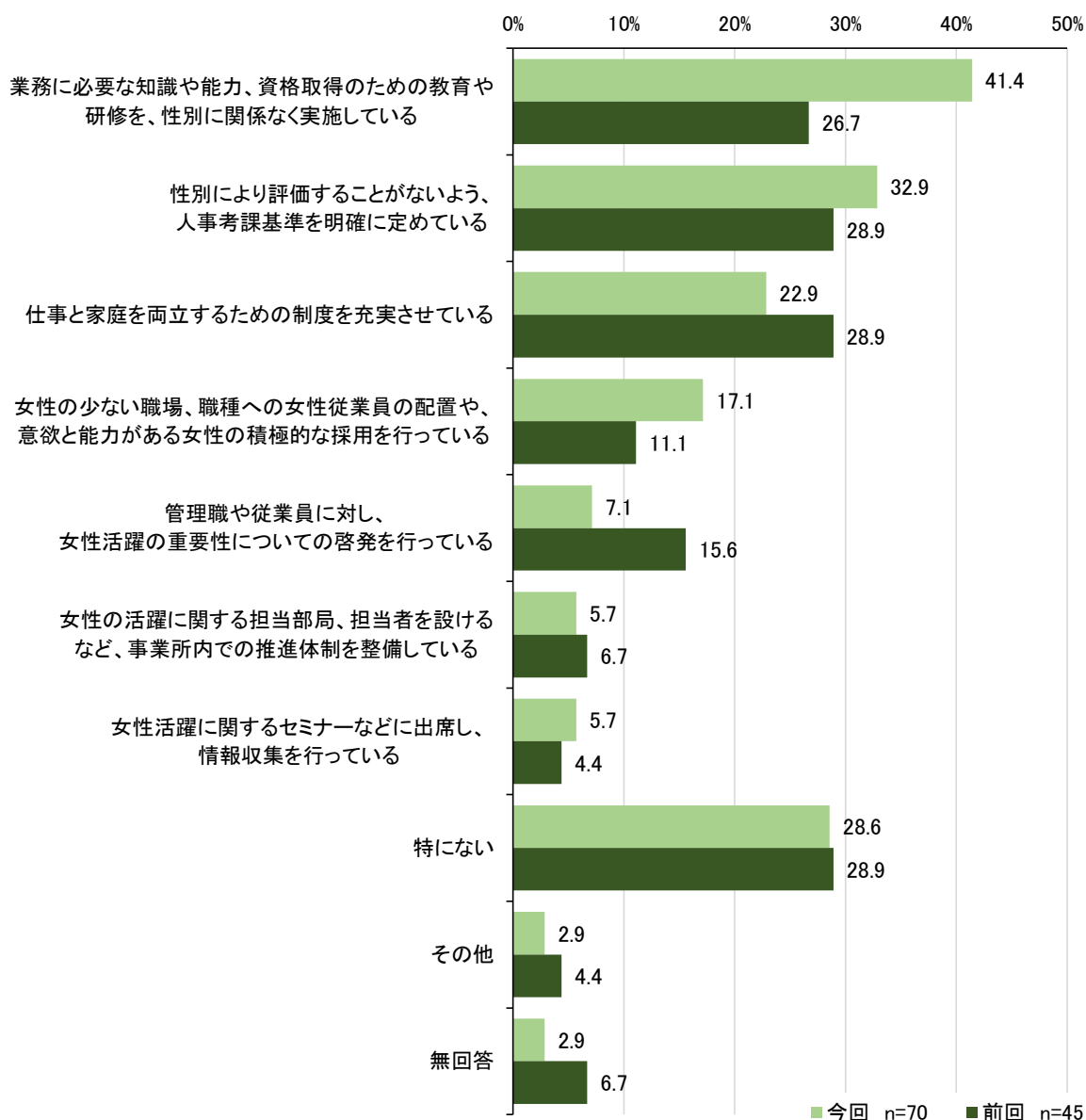
市民が行政に求める取組については、「学校教育、生涯学習・社会教育の場で、男女平等と相互理解や協力、多様性についての学習の機会を充実させる」が53.1%と最も高く、次いで「子どもや介護を要する人などを預かってくれる制度(施設)の充実を図る」が43.7%、「男女の労働条件の改善や女性の雇用機会の拡充について企業に働きかける」が36.2%となっています。



⑧ 女性従業員が活躍するための現在の取組について(事業所実態調査)

女性従業員が活躍するための取組は「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施している」が41.4%と最も高く、次いで、「性別により評価することがないよう、人事考課基準を明確に定めている」が32.9%、「仕事と家庭を両立するための制度を充実させている」が22.9%となっています。

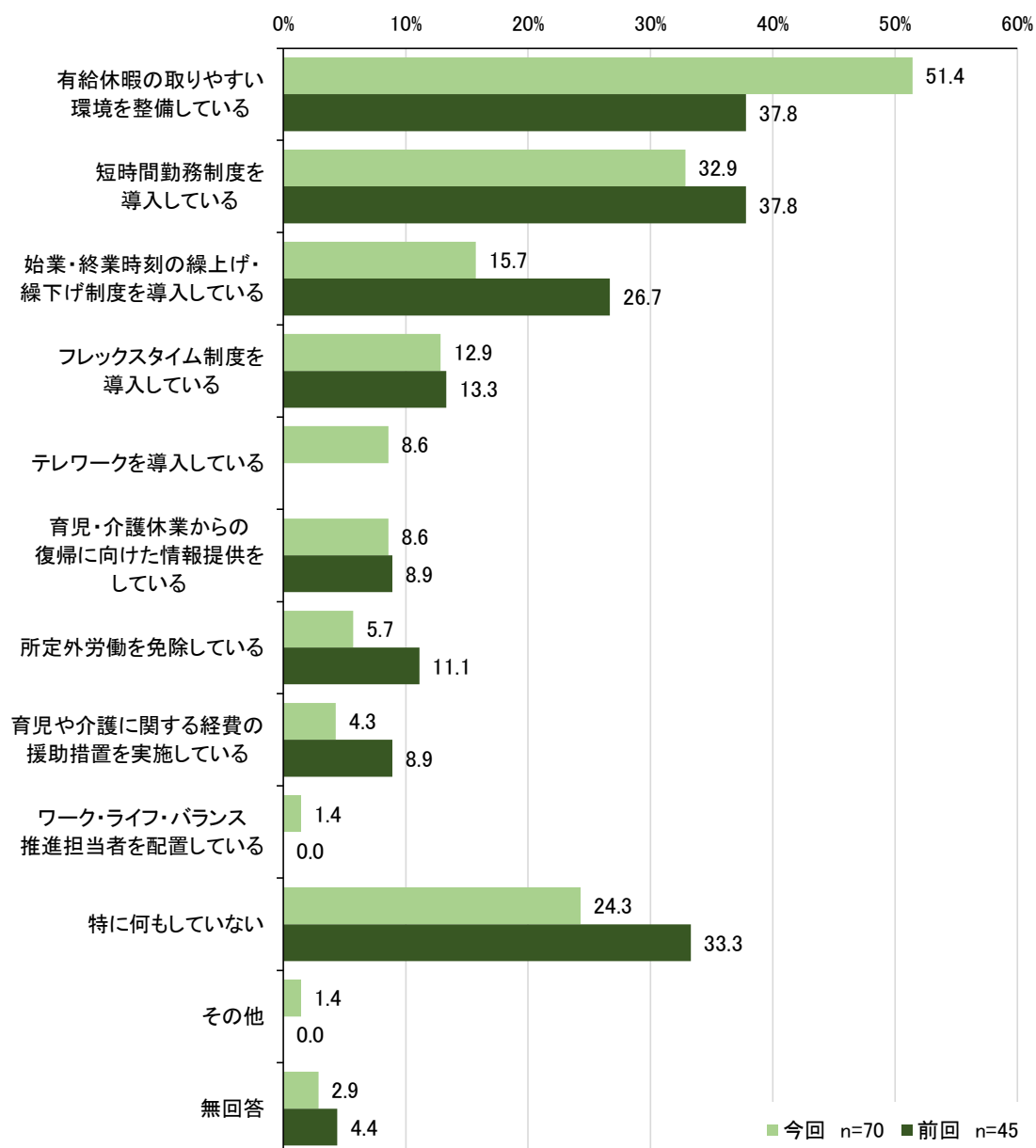
一方、28.6%が「特にない」と回答しています。



⑨ ワーク・ライフ・バランス*(仕事と生活の調和)を推進するための取組について
(事業所実態調査)

「有給休暇の取りやすい環境を整備している」が 51.4%と最も高く、次いで、「短時間勤務制度を導入している」が 32.9%となっています。

一方、24.3%が「特に何もしていない」と回答しています。



※「テレワークを導入している」は今回調査で新しく追加しています。

第3節 第3期計画の推進状況と課題

佐野市男女共同参画プラン(第3期)では、8つの数値目標を設定し、施策に取り組んできました。

「2.男女の役割は固定せず、男女どちらが仕事をして家庭にいても良いと考えている市民の割合」など、3つの指標は目標を上回ったものの、5つの指標で目標未達成となっています。「6.審議会等委員に占める女性の割合」では現状値が27.0%となり、基準値(平成30年度)よりも2.5ポイント減少する結果となり、専門的な分野で女性委員を増やすための意識改革が求められています。また、「1.男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合」についても、基準値を上回ったものの目標値には到達できていません。

このような状況を踏まえ、引き続き固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行い、市民の理解を深める必要があります。また、あらゆる分野における女性の参画を推進するため、女性自身の意識改革やスキルアップの研修等を実施するとともに、男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現するための取組を行う必要があります。

さらに、男女共同参画社会の形成を阻む一因となるDVについては、DVを未然に防ぐための啓発や被害者に対する支援を継続して行います。

(計画期間中に事務事業が継続された場合の目標値です。)

指 標	数値目標		
	基準値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
1. 男女の地位が平等となっていると考えている市民の割合	14.4%	15.2%	28.5%
2. 男女の役割は固定せず、男女どちらかが仕事をして家庭にいても良いと考えている市民の割合	41.0%	55.5%	46.0%
3. 男女共同参画講演会、研修会等参加人数 ^{※1}	1,403人 ^{※2}	479人	400人
4. 女性リーダー育成のための研修会等参加者数	73人	183人	90人
5. 男女共同参画推進事業者表彰累計事業者数	9団体	20団体	32団体
6. 審議会等委員に占める女性の割合	29.5%	27.0%	32.5%
7. 市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合 ^{※3}	22.6%	21.6%	26.0%
8. 男女共同参画相談(DVを含む)窓口延べ開設時間数	126時間	120.5時間	126時間

※1 市が開催する啓発講座及び講演会等の参加人数

※2 「日本女性会議 2019 さの」プレイベント参加人数 1,200人を含みます。

※3 市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合の内訳

①審議会等委員 ②市役所部課長(一般事務職) ③小中義務教育学校校長

④小中学校教頭・義務教育学校副校長 ⑤自治会長 ⑥市長・副市長 ⑦市議会議員

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本計画は、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に推進するためのものです。

そこで、「佐野市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき本計画の基本理念を以下のとおりとします。

- (1)男女の人権の尊重
- (2)社会における制度又は慣行についての配慮
- (3)政策等の立案及び決定への共同参画
- (4)家庭生活における活動と他の活動との両立
- (5)教育の場における配慮
- (6)男女間の暴力的行為の根絶
- (7)性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (8)性的マイノリティに対する配慮
- (9)国際的協調

第2節 基本目標

【基本目標Ⅰ】 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

家庭や地域、職場などの生活の場において、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた固定的な性別役割分担意識を解消するため、男女共同参画の理解促進、教育・学習の推進、人権の尊重への意識啓発に取り組みます。

【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野における男女共同参画の推進

働く場における男女共同参画を推進するため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりや人材育成に取り組みます。

また、活力ある地域社会を創生するため、行政や地域活動などあらゆる分野における男女共同参画を推進します。

【基本目標Ⅲ】 男女共同参画を推進する環境づくり

男女共同参画を推進するため、DV(ドメスティック・バイオレンス)等の暴力への対策や、子育てや介護に対する支援、貧困等の問題、さらに国際的な視野に立った環境整備に取り組みます。

また、市民が生涯にわたり健康で充実した生活を送るための環境づくりを推進します。

第3節 計画の体系

基本目標	施策の方向	施策
Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画の理解促進	(1)★男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
		(2)★男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し
		(3)男女の人権を尊重する教育・啓発活動の充実
		(4)性的マイノリティに配慮した男女共同参画の推進
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(5)男女平等を推進する学校教育の充実
		(6)男女共同参画を推進する社会教育の充実
		(7)男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	3 働く場における女性の活躍推進 【女性活躍推進計画】	(8)★仕事と家庭生活の両立の推進
		(9)★女性の人材育成・キャリアアップ・再チャレンジ支援
		(10)男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進
		(11)農林業・商工業の分野における男女共同参画の推進
	4 地域・社会における男女共同参画の推進	(12)★政策、方針決定過程への女性の参画
		(13)★行政における男女共同参画の推進
		(14)地域活動における男女共同参画の促進
		(15)男女共同参画推進団体との連携及び支援
		(16)男女共同参画の視点による防災対策
Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり	5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶 【DV対策基本計画】	(17)★DV防止に向けた啓発活動の促進
		(18)相談支援や緊急時における安全の確保
		(19)被害者の自立支援
		(20)関係機関との連携
	6 困難な問題を抱える女性等への支援 【困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画】	(21)様々な相談の実施
		(22)一人ひとりのニーズに応じた支援・関係機関との連携
	7 男女共同参画の視点に立った環境整備の推進	(23)子育てや介護に対する社会的支援の充実
		(24)国際的な視野に立った男女共同参画の推進
	8 人生100年時代を支える健康や生きがいづくりの推進	(25)ライフステージに応じた健康づくり支援
		(26)生涯を通じた学びや生きがいづくりへの支援

★は重点施策

重点施策は、第3期プランの検証結果から重点的に取り組む施策を定めたものです。

第5章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

施策の方向1 男女共同参画の理解促進

男女共同参画社会の実現には、固定的な性別役割分担意識の解消と多様性への理解が必要です。

令和5年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「男女が社会のあらゆる分野で平等になるために、あなたは今後、どのようなことが必要だと思いますか」との問いに対し、「差別的な社会通念やしきたりをなくすこと」が最も高く、前回比 6.1 ポイント増の 42.9%となりました。その一方で、令和5年度「市政に関するアンケート調査」では、『社会全体で男女の地位が平等になっている』と考える市民の割合が 2 割に満たず、依然として低い状態となっています。

この結果を踏まえ、更なる男女共同参画の推進を図るため、広報紙や公式SNS等による周知や啓発に努め、市民一人ひとりの男女共同参画への正しい理解を深めることで、すべての人々が性別に関係なく能力を発揮できる社会を目指します。

施策(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	「広報さの」による啓発	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、「広報さの」へ分かりやすく情報を掲載します。	人権・男女共同参画課
2	情報紙「パレット」の発行	市民向けに情報紙を発行し、男女共同参画の啓発・情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
3	リーフレット等による啓発・情報提供の充実	男女共同参画について幅広い世代へ意識の醸成を図るため、リーフレット等の配布に加え、ホームページや公式SNSを活用した情報提供の強化を行います。	人権・男女共同参画課
4	小学生標語・作文の募集	男女共同参画の理解を進めるため、小学生の標語・作文を募集し、啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
5	団体企画実践講座の実施	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画ネットワークさの主催による団体企画実践講座を支援します。	人権・男女共同参画課
6	男女共同参画講演会の開催	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画ネットワークさのと共催で講演会を開催します。	人権・男女共同参画課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
7	男女共同参画推進センター機能の充実	男女共同参画推進の拠点施設として、図書・資料の収集による情報発信を行うとともに、センター機能の充実を図ります。	人権・男女共同参画課
8	県等が主催する講座等の情報提供	男女共同参画について理解を深めるため、県等が主催する講座等の情報を提供します。	人権・男女共同参画課

施策(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	意識改革の推進	社会的性別(ジェンダー)にとらわれない男女共同参画の視点に立った意識改革について、広報紙や情報紙、リーフレット、ホームページなどを活用した啓発や、研修会の開催により推進します。	人権・男女共同参画課
2	保育所等、市立学校における慣行の見直し	性別にとらわれず、一人ひとりの個性、能力を伸ばし、自立を促す保育、教育を行います。	保育課 学校教育課

施策(3) 男女の人権を尊重する教育・啓発活動の充実

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	メディア・リテラシー*に関する情報提供	男女共同参画の視点に立ったメディア表現について、啓発、情報の提供を行います。また、市が発行する刊行物等についても男女共同参画の視点に立った表現を行います。	人権・男女共同参画課
2	人権教育指導者養成講座(基礎講座)	人権教育指導者の資質の向上を図るための講座を開催します。	人権・男女共同参画課
3	人権教育指導者養成講座(専門講座)	教職員、市職員を対象に、人権教育指導者の資質の向上を図るための講座を開催します。	人権・男女共同参画課
4	「広報さの」における人権啓発	「広報さの」において、人権擁護委員制度の周知記事、人権啓発の特集記事、人権週間に関する記事を掲載し、男女の人権の尊重についても啓発します。	人権・男女共同参画課
5	人権啓発リーフレットの作成・配布	人権啓発に関するリーフレットを作成し、配布します。その中で、男女の人権の尊重についても記載します。	人権・男女共同参画課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
6	ハートフルフェスタの開催	人権講演会、小中学生人権啓発ポスター展入賞者表彰式、小学生人権書道展入賞者表彰式、人権啓発ポスター展、人権書道展等を実施し、その中で男女の人権の尊重についても啓発します。	人権・男女共同参画課
7	小中学生人権啓発ポスターの募集	小中義務教育学校児童生徒を対象とした人権啓発ポスターの募集、審査、表彰、入賞作品の展示を行い、男女共同参画の精神の涵養を図ります。	人権・男女共同参画課
8	小学生人権書道作品の募集	小学校・義務教育学校前期課程児童を対象とした人権書道作品の募集、審査、表彰、入賞作品の展示を行い、男女共同参画の精神の涵養を図ります。	人権・男女共同参画課
9	困りごと・人権相談所の開設	人権擁護委員等が人権に関する相談に応じます。	人権・男女共同参画課
10	街頭啓発の実施	人権啓発リーフレットや隣保館だより、人権啓発物品の配布を行い、様々な機会をとらえて啓発を推進します。	人権・男女共同参画課 隣保館
11	動く人権啓発運動	人権啓発用ポロシャツ着用運動を実施し、様々な機会をとらえて啓発を実施します。	隣保館
12	「隣保館だより」 「田沼福祉コミュニティだより」の発行	事業の案内や啓発を行うために発行します。	隣保館
13	人権啓発用ビデオ・DVD・図書の貸出	人権啓発用ビデオ・図書を充実させ、人権啓発運動の一環として貸し出します。	隣保館
14	人権講演会の開催	様々な人権問題の解決に向けて、人権講演会を開催します。	隣保館
15	集会所人権学習講演会	社会教育における人権教育・啓発をより効果的に推進するため、人権問題に関する講演会を計画的に開催し、あらゆる差別問題の解決を図ります。	隣保館
16	人権保育研修会	保育職員の人権教育の一環として、研修会を実施します。	保育課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
17	学校教育における人権教育研究推進事業（人権教育研修会Ⅰ）	管理職・一般教員を対象に、人権教育研修会を計画的に開催します。その中で女性問題についても研修、情報交換を行います。	学校教育課
18	学校教育における人権教育研究推進事業「市教委指定人権教育研究指定校」	人権教育研究指定校として、研究・実践に努め、その中で、こどもや女性などの様々な人権について研究、指導します。	学校教育課
19	人権教育研究会運営支援事業	「佐野市立小中学校人権教育研究会」において、女性やこどもの人権課題等に関する指導資料の作成や研修を行います。	学校教育課
20	市民教養講座（社会教育人権研修会）	人権意識を高め、人権感覚を磨き、人権の大切さを学ぶ講座（講話等）を実施します。その中で、男女の人権の尊重についても啓発します。	生涯学習課
21	有害図書及びビデオ、雑誌自動販売機の立ち入り調査の実施	県と共催で、有害図書及びビデオ、雑誌自動販売機の調査を行い、必要に応じ関係機関と連携し撤去に向けた取組を進めます。また、市少年補導員会とともに有害図書及びビデオ、雑誌自動販売機の調査を行い、必要に応じ関係機関と連携し撤去に向けた取組を進めます。	少年指導センター

施策(4) 性的マイノリティに配慮した男女共同参画の推進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	性的マイノリティに関する啓発・情報の提供	講演会やリーフレットの配布などを通して性的マイノリティ(LGBT)の人権啓発を行うとともに「パートナーシップ宣誓制度」の周知を図ります。	人権・男女共同参画課
2	窓口業務等における性的マイノリティに配慮した対応の実施	窓口業務等を実施する上で、性的マイノリティに配慮した対応を行うよう機会を捉え職員の共通理解を図ります。	市民課 田沼行政センター 葛生行政センター
3	男女平等の教育を進めるための研修及び資料の収集	男女平等の教育を進めるための研修及び性的マイノリティに関する資料などの収集を行います。	学校教育課

男女共同参画や性の尊重に関する意識は、幼少期から発達段階や年齢にあわせて醸成していく必要があるため、学校教育や家庭、地域での教育や学習の機会においては、男女共同参画の視点に立つて行うことが求められます。

本市の令和5年度「市政に関するアンケート調査」では、男女の地位が「平等」との回答が最も多かったのは「学校教育の場で」の40.0%、次いで「家庭生活で」の37.1%ですが、「町会などの地域社会で」では21.3%、「社会通念、慣習しきたりなどで」では11.3%と低い結果となっています。

学校教育の場をはじめ、家庭や地域社会においても、継続して男女共同参画に関する教育・学習を実施することが重要となっています。

施策(5) 男女平等を推進する学校教育の充実

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	教職員の性に関する指導に対する研修及び市立学校における性に関する指導方法の研究	教職員の性に関する指導に対する研修及び市立学校における性に関する指導方法の研究を推進します。	学校教育課
2	道徳教育・人権教育の推進	人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点を置いた教育を推進します。	学校教育課
3	男女平等観に立ったキャリア教育*の推進	市立学校において、学級活動を中心に、男女平等観に立ったキャリア教育、自分のよさや個性を伸ばすキャリア教育を推進します。	学校教育課
4	中学生マイ・チャレンジ事業	中学生対象のマイ・チャレンジ(職場体験)事業や学校行事での地域ボランティア活動などを通して、奉仕の精神や思いやりの心を育むとともに、性差にとらわれない望ましい職業観を育成します。	学校教育課
5	生活科・家庭科等の授業での学習・指導	生活科・家庭科等の授業で、男女がともに担う家庭生活のあり方について学習します。	学校教育課
6	専門医による性に関する指導の推進	医師会の協力を得て、専門医による性に関する指導を行い、生徒の理解を深めます。	学校教育課
7	教科・道徳、特別活動、総合的な学習の時間などにおける性に関する指導	教科・道徳、学級活動などの時間に性に関する指導、男女の人間関係、家族や社会の一員として個々の存在の大切さ等についての学習を行います。	学校教育課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
8	教科・道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、全教育活動を通じた生命尊重教育の推進	教科・道徳、特別活動、総合的な学習の時間、その他全教育活動を通じて、自尊感情や他者理解、生命尊重の心を育成します。	学校教育課
9	男女平等の教育を進めるための研修及び資料の収集	男女平等の教育を進めるための研修及び性的マイノリティなどの資料の収集を行います。	学校教育課
10	道徳や学級活動における家庭との連携	道徳や学級活動の時間に、自分の成長を振り返り家族への感謝の気持ちを書いたり、保護者から誕生のときの手紙を渡したり、家庭で命について話す機会を設けるなど、家庭との連携のあり方を工夫します。	学校教育課
11	性に関する相談の実施	健康相談の中で、養護教諭等が思春期の性などに関する相談を随時受け付けます。	学校教育課 こども政策課

施策(6) 男女共同参画を推進する社会教育の充実

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	市民大学の実施	学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、現代的課題に関するテーマの講座を実施します（生涯学習プログラム開発実践講座と併催）。	生涯学習課
2	生涯学習フォーラム開催事業	開会式典や基調講演、分科会、静のアート作品展、楽習フェアなどを開催し、本市を中心に活発なまちづくり活動に取り組んでいる団体や近隣の関係団体の実践事例を情報交換して、交流を図り生涯学習まちづくりの発展につなげています。	生涯学習課
3	楽習出前講座の実施	楽習講師及び市職員を派遣し講座を行うことにより、市民に生涯学習の機会を提供するとともに、自らの学習成果が活用できるよう機会を確保します。	生涯学習課
4	生涯学習「オープン」の広報紙への掲載	広範囲にわたる多様な生涯学習情報を収集し、「広報さの」へ掲載することにより学習機会の提供と充実を図ります。	生涯学習課
5	楽習講師企画講座	楽習講師が自ら学習成果を活かすため、主体的に講座を企画・運営し、広報等を通じて広く市民にメニューを提供することにより、自主的な学習機会を支援します。	生涯学習課

施策(7) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	一日保育士体験事業	各公立保育所において保護者(父・母)が各クラスに入り、「保育士」を体験します。	保育課
2	地域子育て支援拠点事業の推進	子育て講演会や親子のふれあいや遊びの機会を設け、心身のリフレッシュを図りながら、子育てのノウハウを体得するとともに子育てについての意識を高めます。	保育課
3	家庭教育推進講座	家庭において保護者がともに協力し合い、こどもを健全に育てるための、家庭教育についての講座を実施します。	生涯学習課
4	県主催家庭教育・子育て支援担当者研修会への参加	県主催家庭教育・子育て支援担当者研修に参加し、情報を共有します。	生涯学習課
5	県主催家庭教育オピニオンリーダー研修への派遣	県主催家庭教育オピニオンリーダー研修の情報を提供し、研修への参加を支援します。	生涯学習課
6	県主催家庭教育支援プログラム指導者研修への派遣	県主催家庭教育支援プログラム指導者研修の情報を提供し、研修への参加を支援します。	生涯学習課
7	青少年相談事業	青少年又は保護者等から、青少年の非行の防止等に関することについて、面接及び電話による相談を実施します。	少年指導センター

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 働く場における女性の活躍推進【女性活躍推進計画】

女性がその個性と能力を十分に活かすためには、男女がともに働きやすい環境を整える必要があります。職場では、育児・介護と仕事を両立できる柔軟な働き方を選択できることや、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件の確保、ハラスメントのない職場づくりが重要です。

また、女性の活躍を推進するためには、女性のキャリア形成を支援するとともに、男性の家庭生活への参画を促進することが求められています。

施策の方向3「働く場における女性の活躍推進」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項の規定に基づく推進計画（女性活躍推進計画）として位置づけ、仕事と家庭の両立や女性の人材育成を支援する取組を実施します。

施策(8) 仕事と家庭生活の両立の推進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	男性の家事、育児、介護等参画の推進	性別役割分担意識を見直し、男女が協力して家事・育児・介護等を担う必要性和重要性を認識するための講座や情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
2	働き方改革講座の実施	仕事と生活の両立ができる環境づくりに向けて、長時間労働など働き方の見直し等に関する講座を実施します。	人権・男女共同参画課
3	男女共同参画推進事業者表彰の実施	仕事と生活の両立支援や男女がともに働きやすい職場づくりについて、積極的に取り組む事業者等を表彰することにより、男女共同参画社会の推進を図ります。	人権・男女共同参画課
4	ママパパ(ファミリー)学級の開催	初めてお子様を迎えるご家庭を対象に妊娠・出産・育児について一緒に学ぶ教室を実施します。	こども政策課
5	働きやすい職場づくり啓発懇談会	市内企業の人材確保や従業員の職場定着等を図ることを目的に、労政関連の諸制度の周知や働きやすい職場環境づくりの意識啓発を行う研修会を開催します。	産業政策課

施策(9) 女性の人材育成・キャリアアップ・再チャレンジ支援

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	県主催講座等への参加支援	女性の人材育成のため、とちぎ男女共同参画センターが主催する講座等へ参加する市民を支援します。	人権・男女共同参画課
2	女性指導者研修会の開催	女性の参画を促進するため、女性リーダー研修会を開催します。	人権・男女共同参画課
3	女性のキャリアアップ講座の開催	働く女性がその能力を十分に発揮するための講座を開催します。	人権・男女共同参画課
4	女性の再就職相談会の実施	女性の再就職支援のために、ハローワークマザーズコーナーの相談員による相談会を実施します。	人権・男女共同参画課
5	女性の再就職セミナーの開催	再就職に必要な知識を学ぶためのセミナーを開催します。	人権・男女共同参画課
6	パソコン講習会の実施	田沼福祉コミュニティセンターパソコン講習会を実施します。	隣保館
7	県主催女性教育指導者研修への参加支援	県主催女性教育指導者研修の情報を提供し、研修会への参加を支援します。	生涯学習課

施策(10) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	研修会等の情報の提供	事業主の理解と協力を得るため、企業向けセミナーについて、チラシ等により情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
2	セクシュアル・ハラスメント*等防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメント等防止のための啓発を行うとともに、相談機関の周知を図ります。	人権・男女共同参画課
3	介護に係る人材の確保	市内地域密着型サービス事業所で介護職員処遇改善加算が適正給付されるように指導します。	介護保険課
4	勤労者福祉の向上	勤労者福祉の向上のため、両毛メート(中小企業で働く方の福利厚生事業を実施している(一財)両毛地区勤労者福祉共済会)への加入促進を図ります。	産業政策課
5	求人情報等の提供	ハローワーク佐野と連携し、管内求人情報の提供を行います。	産業政策課
6	「まちなかチャレンジショップ」における新規事業者の育成及び支援	起業家支援の一環として、新規事業者が本格的に開業する前にチャレンジショップとして利用できるスペースを提供します。	産業政策課

施策(11) 農林業・商工業の分野における男女共同参画の推進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	商工業者等に対する啓発	商工業等に携わる女性が経営等へ参画できるよう啓発・情報の提供を行います。	産業政策課 人権・男女共同参画課
2	農業分野での女性リーダーの研修会等の開催情報提供	農業分野での女性リーダーの研修会等の開催情報を提供します。	農政課
3	研修会等開催情報の提供	農業分野での起業に関する研修会等の開催情報を提供します。	農政課
4	農業技術や経営能力向上のための研修会等の実施	女性農業者の農業技術や経営能力向上のための研修会、参加支援及び情報の提供を行います。	農政課
5	佐野市生活研究グループ協議会の活動支援	食育や地産地消などを行う女性の活動を支援するための補助金を交付します。	農政課
6	家族経営協定*締結の促進	農業に携わる男女が互いに協力して経営に参加できるよう、家族経営の協定の締結を促進します。	農政課

活力ある社会を形成するためには、あらゆる分野における女性の参画を推進し、様々な立場の意見を取り入れる必要があります。しかし、女性の参画を推進するためには、政策・方針決定過程の場における女性の比率を単に高めるだけでなく、女性自身が積極的に参画していくための意識改革が必要となります。

また、地域活動における男女共同参画を推進するためには、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習を見直すことが重要です。特に災害時には、多様化するニーズに応えられるよう、男女共同参画の視点を活かした防災体制を整えることが求められています。

施策(12) 政策、方針決定過程への女性の参画

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	女性人材バンクの周知・活用	個人情報に配慮しながら、女性の人材情報の収集、提供に努めます。	人権・男女共同参画課
2	審議会等における女性登用の促進	男女双方の意見を取り入れることができる環境づくりに配慮し、女性の登用率向上や女性のいない審議会をなくすことに努めるよう庁内へ働きかけます。	人権・男女共同参画課
3	地域活動・団体等への啓発・情報の提供	市政に多様な意見を反映させるため、リーフレット等を配布し、町会役員等や各種団体等における女性の登用促進について啓発を行います。	人権・男女共同参画課
4	農業・農村分野での男女共同参画の推進	家族経営協定の締結促進、女性の認定農業者及び女性農業士の増加に努めます。	農政課

施策(13) 行政における男女共同参画の推進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	職員研修の実施	男女共同参画の理解を深め、男女がともに能力を発揮できる職場づくりのため、職員研修を実施し、男女共同参画の理解を図ります。	人権・男女共同参画課
2	女性職員の管理職への登用推進	性別にとらわれない公正公平な能力の評価を行い、女性の管理職への登用を推進します。	人事課
3	女性職員の職域拡大	女性職員の職域の拡大に努めるとともに、性別に偏らない事務分担を推進します。	人事課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
4	職員の能力開発	職員の能力開発のため、階層や役職に応じた研修の充実を図ります。	人事課
5	ハラスメント防止研修会	セクハラ、パワハラ等、様々なハラスメントを防止するため、防止に関する要領の周知や研修会を実施します。	人事課
6	メンタルヘルス*専門研修	ストレスへの対応や早期発見による未然の防止を目的とした管理者向けの研修を行います。	人事課
7	特定事業主行動計画に基づく子育て支援制度の周知	子育て支援のため、特定事業主行動計画に基づき、育児休業、特別休暇、経済的支援等諸制度について職員へ周知します。	人事課

施策(14) 地域活動における男女共同参画の促進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	各種団体に対する啓発、情報の提供	男女共同参画についてのリーフレット等を配布し、啓発や情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
2	協働講演会	協働の理解促進と意識啓発のための講演会の開催を支援します。	市民生活課
3	市民活動講座	誰でも参加できる身近なものとして市民活動を捉えてもらい、市民活動の促進を促す講座を開催します。	市民生活課

施策(15) 男女共同参画推進団体との連携及び支援

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	男女共同参画を推進する団体等との連携・支援	男女共同参画ネットワークさのに対し、補助金を交付し活動の支援を行います。また、その他の男女共同参画を推進する市民団体等との連携・支援を図ります。	人権・男女共同参画課
2	栃木県男女共同参画地域推進員との連携・支援	男女共同参画地域推進員に対して、男女共同参画に関する情報を提供し、活動の推進を図ります。	人権・男女共同参画課

施策(16) 男女共同参画の視点による防災対策

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	男女共同参画の視点からの防災対策の啓発・情報の提供	男女共同参画の視点に立った災害への対応ができるよう、啓発や情報の提供を行います。	人権・男女共同参画課
2	自主防災組織の育成	自主防災組織が設置されていない町会に対し組織化を要請・支援する中で、男女共同参画の趣旨を説明し、自主防災組織への多くの女性の参画を図ります。	危機管理課
3	防災講演会の実施	町会や各種団体を対象に必要な知識・技術の習得等を支援します。	危機管理課

基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり

施策の方向5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶【DV 対策基本計画】

男女共同参画社会の形成を阻む一因である DV は、いかなる場面においても許されることのない重大な人権侵害です。DV のほとんどが家庭内で行われているため、周囲から見えにくく問題が深刻化することも少なくありません。そのため、DV を防止するとともに、被害者が安心して相談できる環境を整備する必要があります。また、被害者の自立・生活再建に向けて、心理的ケアや就労、住宅の確保などの経済的支援が必要となるため、関係各課や関係機関等との連携が求められます。

このことから、施策の方向5を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項の規定に基づくDV対策基本計画として位置づけ、暴力防止のための啓発や被害者に対する相談などの支援に取り組みます。

施策(17) DV 防止に向けた啓発活動の促進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	デート DV*防止の啓発	デート DV 防止を啓発するため、啓発用リーフレットを配布したり、児童生徒、教職員、保護者に対して、研修会、講演会等を開きます。	人権・男女共同参画課 学校教育課
2	配偶者等からの暴力(DV)による人権侵害を防止するための啓発	配偶者等からの暴力による人権侵害を防止するため、パンフレット・リーフレットや広報紙を使って広く市民に啓発したり、研修会や講座等を開催します。また、外国人や障がい者への情報提供を行います。	人権・男女共同参画課 障がい福祉課
3	関係機関への啓発	DV 被害者への適切な対応が図れるよう、医療機関、民生委員・児童委員等に DV 防止に関するパンフレット・リーフレットを配布し、協力・連携を図ります。また、支援を担当する職員に対し、DV に対する知識と二次被害防止のための啓発を行います。	人権・男女共同参画課 社会福祉課

施策(18) 相談支援や緊急時における安全の確保

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	相談窓口の周知	広報紙、パンフレット、チラシなどを使って相談窓口の周知を図ります。	人権・男女共同参画課 こども政策課
2	女性相談支援員による相談	女性相談支援員が女性の立場に立ってDV、ストーカー、離婚などの相談、援助を実施します。	人権・男女共同参画課 こども政策課
3	カウンセリング相談の実施	相談時における心のケアが必要な被害者を対象に、カウンセラーによる相談を実施します。	人権・男女共同参画課
4	被害者の心理的ケアの実施	被害者に対する相談支援を継続して実施します。必要に応じて母子保健との連携を図ります。	こども政策課
5	DV被害者相談・処理カードの作成	相談や手続きの速やかな対応と二次被害の防止を図るため、DV被害者相談・処理カードを作成し対応します。	こども政策課
6	被害者の安全確保	被害者の安全確保を図るため、県をはじめ関係機関との連携を図り、一時保護所へ緊急一時保護を行います。	こども政策課
7	保護命令制度の利用の支援	保護命令制度の利用についての情報提供を行います。	こども政策課
8	地域包括支援センターの運営	高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握します。また、高齢者等からの相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の活用につなげる等の支援を行います。	いきいき高齢課

施策(19) 被害者の自立支援

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	被害者の自立に向けた就労・日常生活・各種手続き等の情報の提供	被害者の自立支援について、庁内関係課の調整を行います。また、各種窓口で被害者本人による手続きが必要な場合は、相談員等の同行支援により迅速な対応を実施します。	こども政策課
2	住宅の確保	一時保護後の住宅確保を支援します。また、市営住宅申込み時において優先入居の配慮を行います。	こども政策課 建築住宅課
3	こどもに対する支援	こどもが通う幼稚園、保育所、認定こども園や学校についての配慮、就学援助等、被害者やそのこどもに適切な対応の支援を実施するとともに、保育所や放課後児童クラブ等での対応について配慮します。	こども課 保育課 学校教育課

施策(20) 関係機関との連携

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	民間団体への支援	被害者の相談と一時保護を行う民間団体に対し、支援を行います。	人権・男女共同参画課
2	関係機関等との連携	県や近隣市町、配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設等の関係機関と連携します。	こども政策課
3	障がい者施設との連携	被害者が障がい者で施設入所が適切と認められる場合は、施設入所が迅速に行われるよう支援します。	障がい福祉課
4	高齢者施設との連携	被害者が高齢者で施設入所が適切と認められる場合は、施設入所が迅速に行われるよう支援します。	いきいき高齢課

コロナ禍を経て、女性の抱える問題が多様化、複雑化していることが明らかになり、「孤独」や「孤立対策」といった視点も含めた、新たな女性支援強化が課題となりました。

こうした中、令和6(2024)年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

この施策は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項の規定に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置づけ、様々な相談体制の実施や関係機関との連携など、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包摂的な支援を実施します。

施策(21) 様々な相談の実施

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	相談窓口の周知	広報紙、パンフレット、チラシなどを使って相談窓口の周知を図ります。	市民生活課
2	弁護士無料法律相談の実施	DV、ストーカー、離婚などについて、弁護士による無料相談を実施します。	市民生活課 隣保館
3	市民相談の実施	日常生活の困りごとについて、市民相談員による相談を実施します。	市民生活課
4	相談事業の実施	開館時に常時受け付けます。また、生活相談員による訪問相談及び来訪相談を実施します。	隣保館
5	地区相談員設置	相談員 5 名により、随時受け付けます。	隣保館
6	専門相談員による定例相談	専門相談員による定例相談を実施します。	隣保館
7	生活相談員の設置	生活相談員により、開館時に随時受け付けます。また、訪問相談を実施します。	隣保館
8	女性相談支援員による相談	女性相談支援員が女性の立場に立ってDV、ストーカー、離婚などの相談、援助を実施します。	人権・男女共同 参画課 こども政策課
9	こども家庭センター運営事業	家庭相談員を配置し、家庭における適切な児童の養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、幅広く児童虐待などの相談に対応し、的確な助言・指導・援助等を行います。	こども政策課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
10	相談員の質の向上	様々な問題を抱える相談者に対し適切な助言を行うため、専門研修を受講するなど、関係職員の資質の向上を図ります。	こども政策課
11	母子父子自立支援員による相談	母子父子自立支援員が、ひとり親家庭等からの様々な相談に応じます。	こども政策課

施策(22) 一人ひとりのニーズに応じた支援・関係機関との連携

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	住宅の確保	一時保護後の住宅確保を支援します。また、市営住宅申込み時において優先入居の配慮を行います。	こども政策課 建築住宅課
2	関係機関等との連携	県や近隣市町、配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設等の関係機関と連携します。	こども政策課
3	母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知	県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知と、利用のための支援を行います。	こども政策課
4	ひとり親に対する就業支援	ハローワーク等と連携し、相談者の状況に応じた就業支援を行います。	こども政策課

性別、年齢、人種等に関係なく誰もが生きやすい社会にするためには、仕事や家庭生活、地域活動等のバランスが取れた環境づくりが重要です。

近年では、ライフスタイルの多様化により、家族形態の変化など様々な家庭生活が営まれるようになっていきます。このような社会の変化に応じた家庭生活を支援するため、子育てや介護の環境整備を推進します。また、障がいのある人々の自立支援や、国際的な視点から男女共同参画を進めるための環境整備の推進に努めます。

施策(23) 子育てや介護に対する社会的支援の充実

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	ブックスタート事業	読み聞かせの大切さ、絵本の選び方等の説明をして読み聞かせの実演後、絵本をプレゼントします。	こども政策課
2	育児相談 (母子保健相談事業)	保健師、助産師等による子育て相談を実施します。	こども政策課
3	子育てこころの相談 (母子保健相談事業)	育児不安を抱える保護者に対し、心理士等が相談に対応します。	こども政策課
4	「自立支援教育訓練給付金」の給付	ひとり親が就職・転職・スキルアップのために、教育訓練給付制度の対象講座を受講する場合、受講費用の負担軽減を図るため「自立支援教育訓練給付金」を給付します。	こども政策課
5	「高等職業訓練促進給付金」等の給付	ひとり親が就職・転職の際に有利な国家資格(看護師、保育士等)を取得するために1年以上養成機関で修業する場合、生活費の負担軽減を図るため「高等職業訓練促進給付金」を給付します。また、修業を終えた方に対して、入学時における負担を考慮し「高等職業訓練修了支援給付金」を給付します。	こども政策課
6	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブにおいて、放課後児童に対し育成支援を実施することで、仕事と子育ての両立を図ります。	こども課
7	ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育ての援助をしてほしい人と子育ての援助のできる人の連絡・調整を行うことで、相互援助活動を推進します。	こども課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
8	ファミリー・サポート・センター事業の推進交流会の実施	ファミリー・サポート・センターの会員及び会員になりたい方を対象に、交流会を実施し、会員同士の相互援助活動の促進、事業の啓発を図ります。	こども課
9	児童扶養手当支給事業	父母の離婚、死亡等によって、父または母とは生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童が、心身ともに健やかに育成することを目的に支給します(所得制限あり)。	こども課
10	遺児手当支給事業	両親が死亡または、父母どちらかが死亡した児童を養育する人に対して支給します。	こども課
11	通常保育	保護者の就労や疾病などにより、家庭で保育できない乳幼児を保育所で預かることで、仕事と子育ての両立支援を図ります。	保育課
12	延長保育	保護者の就労形態、勤務・通勤時間等やむを得ない事情により、通常の保育時間を超える保育が必要な場合、基本的な保育時間を超えて時間の延長を行います。	保育課
13	病児・病後児保育 (体調不良時対応型)	児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応などを実施します。	保育課
14	乳児保育	仕事と子育てを支援するため、乳児からの保育を行います。	保育課
15	すこやか保育 (障がい児発達支援)	集団の中で、特別に支援を必要とし、保護者の就労や疾病などにより家庭で保育できない、おおむね3歳以上の児童について、発達段階に応じた保育を実施します。	保育課
16	幼稚園型一時預かり事業	幼稚園籍のこどもで、保育の必要性のある者を教育時間外に預かる事業を行う園に補助を行います。	保育課
17	一時預かり保育	保護者の短時間・継続的労働、または社会的にやむを得ない事由により、一時的保育の要望に応えるため、一時保育を行います。	保育課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
18	利用者支援事業	こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的として実施します。	保育課
19	放課後等デイサービス事業 (障がい児通所給付事業)	学校の授業の終了後または休業日に、個別療育・集団療育を必要とする児童に対して日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。	障がい福祉課
20	日中一時支援事業	日中、障がい福祉サービス事業所などにおいて障がいのある人に活動の場を提供することで、家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の負担軽減を図ります。	障がい福祉課
21	障がい者福祉計画の推進	障がいのある人が自立した生活を送り、社会の様々な活動に参画できるよう、福祉サービスの充実に努めます。	障がい福祉課
22	成年後見制度利用支援事業	判断能力に不安があったり、十分でない認知症高齢者や知的障がい者又は精神障がい者など、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申し立てを行える親族がいない場合は、市長申し立てを行います。また、助成を受けなければ成年後見人制度の利用が困難な方には、成年後見人等の報酬の助成を行います。	障がい福祉課 いきいき高齢課
23	在宅介護者介護手当支給事業	寝たきりや認知症のため、介護が必要な高齢者の方を在宅で6か月以上介護している方の労をねぎらうため、介護手当を支給します。	いきいき高齢課
24	寝たきり高齢者等紙おむつ券給付事業	紙おむつ購入時に利用できる助成券を給付します。	いきいき高齢課
25	高齢者軽度生活援助事業	要支援以上の要介護認定を受けた高齢者世帯に対し、庭の除草などの軽度な日常生活の援助を行うことにより、ひとり暮らし及び高齢者世帯の自立を促します。	いきいき高齢課
26	高齢者配食支援事業	65歳以上の栄養改善が必要かつ食材の調達に難しい高齢者に対して食事を配達し、その食料の配送料について支援を行います。配達の際は、手渡しで弁当を配布することで、高齢者の見守り・安否確認につなげます。	いきいき高齢課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
27	高齢者緊急通報装置貸与事業	ひとり暮らし等高齢者に緊急通報装置を貸与し、急病や災害等、緊急時に適切に対応することで、在宅生活の安心、安全の確保を図ります。	いきいき高齢課
28	高齢者火災警報機給付事業	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な高齢者に火災警報機を給付し、福祉の増進を図ります。	いきいき高齢課
29	高齢者乳酸飲料愛のひと声事業	乳酸飲料を支給することにより、安否の確認と健康増進を図ります。	いきいき高齢課
30	高齢者ショートステイ事業	高齢者虐待等で、生命・身体に危険が生じる可能性が高く、高齢者と虐待している養護者等との分離が必要と判断された際に、介護老人福祉施設等に一時的に養護します。ただし、やむを得ない事由により、介護保険給付を利用することが著しく困難である場合に限りします。	いきいき高齢課
31	介護保険制度の普及啓発	出前講座への積極的参加、パンフレットの作成、「広報さの」への掲載等、介護サービスを必要とする人へ情報提供を行います。	介護保険課
32	市立学校におけるいじめや不登校の状況と取組についての実態把握と支援	市教委による市立学校のいじめや不登校の実態把握をし、状況に応じて学校訪問や相談を行うとともに、市教育センター等関係機関と連携し、学校、児童生徒、保護者を支援します。	学校教育課
33	教育相談事業	幼児及び児童生徒の心身の健全な育成を図るため、教育上の問題や悩みを持つ幼児、児童生徒及び保護者等を対象に教育相談を実施し、問題解決への援助を行います。	教育センター
34	スクールカウンセラー等の活用	児童生徒の臨床心理に関し、高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを市立学校に配置し、問題行動等の解決を図ります。	教育センター
35	心の教室相談員活用事業	心の教室相談員を小学校に配置することによって、悩み等を持つ児童生徒が気軽に相談できる体制を整備します。	教育センター
36	教育相談研修会	教職員を対象として、学校教育相談に関する基礎的な知識・技能・態度を習得させ、学校教育相談活動に積極的に取り組む教員の育成を目指します。	教育センター

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
37	放課後子ども教室の充実	こどもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後子ども教室の充実に努めます。	生涯学習課
38	小さな子のおはなし会	ブックスタート事業から継続して、家庭においても読書活動が行われるように、月齢に合ったおはなし会と読書相談を実施します。	生涯学習課

施策(24) 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	外国青年英語指導 助手指導事業	ALT 訪問による国際理解教育を実施します。	学校教育課
2	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等での学習	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で国際理解を深めるための学習を実施します。	学校教育課
3	ランカスター市中学生 相互交流	姉妹都市であるアメリカ合衆国ランカスター市との交流を通し友好関係を促進するとともに、市民の国際感覚を養い国際化の時代に対応した人材育成を図ります。	学校教育課
4	日本語教室事業	佐野小学校内に佐野市日本語教室を設置し、指導員が日本語指導や相談を行うとともに、拠点校4校を巡回し、担当教員と連携を図り指導に当たります。	学校教育課
5	外国人児童生徒教育 拠点校	外国人児童生徒教育拠点校5校(県教委指定：佐野小、天明小、植野小、犬伏小、城東中)にて、担当教員が日本語指導など必要に応じて個別指導を行います。	学校教育課
6	ファンガレイ市中学生 交流事業	ニュージーランドのファンガレイ市に中学生を派遣し、生徒の国際感覚を養い国際化の時代に対応した人材育成を図ります。	学校教育課

「人生100年時代」と言われますが、長生きするだけではなく、生きがいを持ち、健康で充実した生活を送ることが望めます。そのためには、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、生涯を通じて健康に暮らすことができるよう、健康の保持増進に取り組む必要があります。

女性は女性ホルモン等の影響により、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期など各年代において健康上の問題に直面することがあります。一方、男性は精神面で孤立しやすく、ワーク・ライフ・バランスがとりにくい状況を要因とする疾病に罹患しやすいなどの問題があります。そのため、それぞれのライフステージに応じた健康に関する情報発信や、各種健診による疾病の早期発見、予防など、健康づくりの支援を行います。

また、シニア世代が今まで培ってきた能力や経験を地域活動や就業に活かし、生きがいづくりの促進が図られるよう、各種事業を行います。

施策(25) ライフステージに応じた健康づくり支援

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	健康体操講習会	健康増進及び地域住民の相互交流を図るための講習会を実施します。	隣保館
2	健康講座の実施	健康増進及び地域住民の相互交流を図るための講習会を実施します。	隣保館
3	思春期保健事業	男女がお互いの性を理解するとともに性に関するお互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活が送れるよう、意識啓発、情報の提供を行います。	こども政策課
4	不妊・不育症治療への助成金の交付	市内に住む夫婦に対し、不妊・不育症治療の助成金を交付します。	こども政策課
5	乳児家庭全戸訪問	助産師、保健師等による乳児全戸訪問を実施します。	こども政策課
6	母子健康手帳の交付	母子健康手帳交付時に育児支援の資料等を配布し、同時に妊産婦の健康相談を実施します。	こども政策課
7	母子健康手帳交付時における制度説明	働く女性に対し、母子健康手帳交付時に「母子健康管理指導事項連絡カード」等の制度を説明します。	こども政策課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
8	妊産婦医療費助成事業	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦の医療費を一部助成します。	こども課
9	こども医療費助成事業	出生(または転入日)から18歳に達する日以後最初の3月31日までのこども医療費の一部を助成します。	こども課
10	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭に対し、養育者とこどもの医療費の一部を助成します。	こども課
11	各種予防接種の実施	定期予防接種、任意予防接種の費用を助成します。	健康増進課
12	歯周疾患検診の実施	歯周疾患検診を実施し、口腔衛生の向上に努めます。	健康増進課
13	各種がんの検診の実施	胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がん等検診を実施し、疾病の早期発見に努めます。	健康増進課
14	特定健康診査・特定保健指導の実施	内臓脂肪肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び指導対象者に対して保健指導を行います。	健康増進課
15	健康相談・栄養指導	保健師、栄養士等による身体的な健康やこころの健康の相談を行います。	健康増進課
16	薬物乱用防止教室の実施	薬物の害や依存症について講師を招いて学習を行います。	学校教育課

施策(26) 生涯を通した学びや生きがいづくりへの支援

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	高齢者ふれあい事業の実施	高齢者(70歳以上の独居、高齢世帯)を対象にレクリエーション、手作り料理等による交流会を開催します。	隣保館
2	高齢者ふれあい交流会の実施	高齢者を対象に、元気アップを支援したレクリエーションや手作り料理等による交流会を開催します。	隣保館
3	集会所周辺住民交流事業(集会所ほほえみサービス事業)	集会所周辺の高齢者を対象に、健康相談、レクリエーション、保育園児との交流、手作り料理のサービス等を実施します。	隣保館
4	シルバー人材センター支援事業	高齢者の就業機会の確保及び提供を目的とした(公社)佐野市シルバー人材センターの支援を行います。	いきいき高齢課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
5	高齢者はつらつセンター等の運営	家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所の場を設けて各種のサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び介護予防を図るため、高齢者はつらつセンター等の利用を促進します。	いきいき高齢課
6	老人クラブ支援事業	シニアクラブを支援し、セカンドライフを豊かにするための健康づくりや文化活動などを通じた仲間づくり、及び地域に貢献するボランティア活動などの取組を促進します。	いきいき高齢課
7	高齢者ふれあいサロン事業	高齢者の孤立感や不安感の解消を図るため、誰もが気軽に立ち寄れる「お茶のみ広場」的な場所を確保し、その利用を促進します。	いきいき高齢課
8	高齢者の就業機会の促進	高齢者が長年培った技能・経験等を活用し、高齢者の意欲と能力に応じて働き続けることができるよう、シルバー人材センターと連携を図りながら、高齢者の就業機会の促進に努めます。	いきいき高齢課
9	家族介護者研修の開催	寝たきりや認知症高齢者を介護している家族の相互交流や元気回復を図るとともに、よりよい介護方法等についての研修会を実施し、介護者の福祉の増進を図ります。	いきいき高齢課
10	高齢者福祉センターの運営	高齢者の健康増進、教養向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした高齢者福祉センターの利用を促進します。	いきいき高齢課
11	リフレッシュシルバーエイジ演芸大会の開催	高齢者が健康で、かつ生きがいを持って社会活動ができるように、演芸大会を実施します。	いきいき高齢課
12	健康サポートさのの活動の推進	さの健康 21 プランに基づき、地域での健康づくり活動を実施します。	健康増進課
13	健康教育	生活習慣病予防や健康づくりのための栄養・運動などに関する健康教育を実施します。	健康増進課

第6章 計画の推進

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、第5章において述べた施策について、総合的かつ計画的に取組を推進することが必要です。

また、市が直接行う施策だけではなく、関係機関、企業、市民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的に取組を展開することが期待されます。

男女共同参画に関する施策を着実に実行するために、その基盤となる推進体制の一層の充実を図ります。

第1節 計画の推進体制

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたることから、すべての職員が男女共同参画社会について理解し、形成を目指すという共通認識を持つことが重要です。そのため、男女共同参画推進本部を中心に、本計画の着実な推進を図ります。

さらに、男女共同参画に関する意見・苦情の申し出制度の周知を図り、市民からのチェック体制の充実を図ります。

第2節 関係機関との連携体制の充実

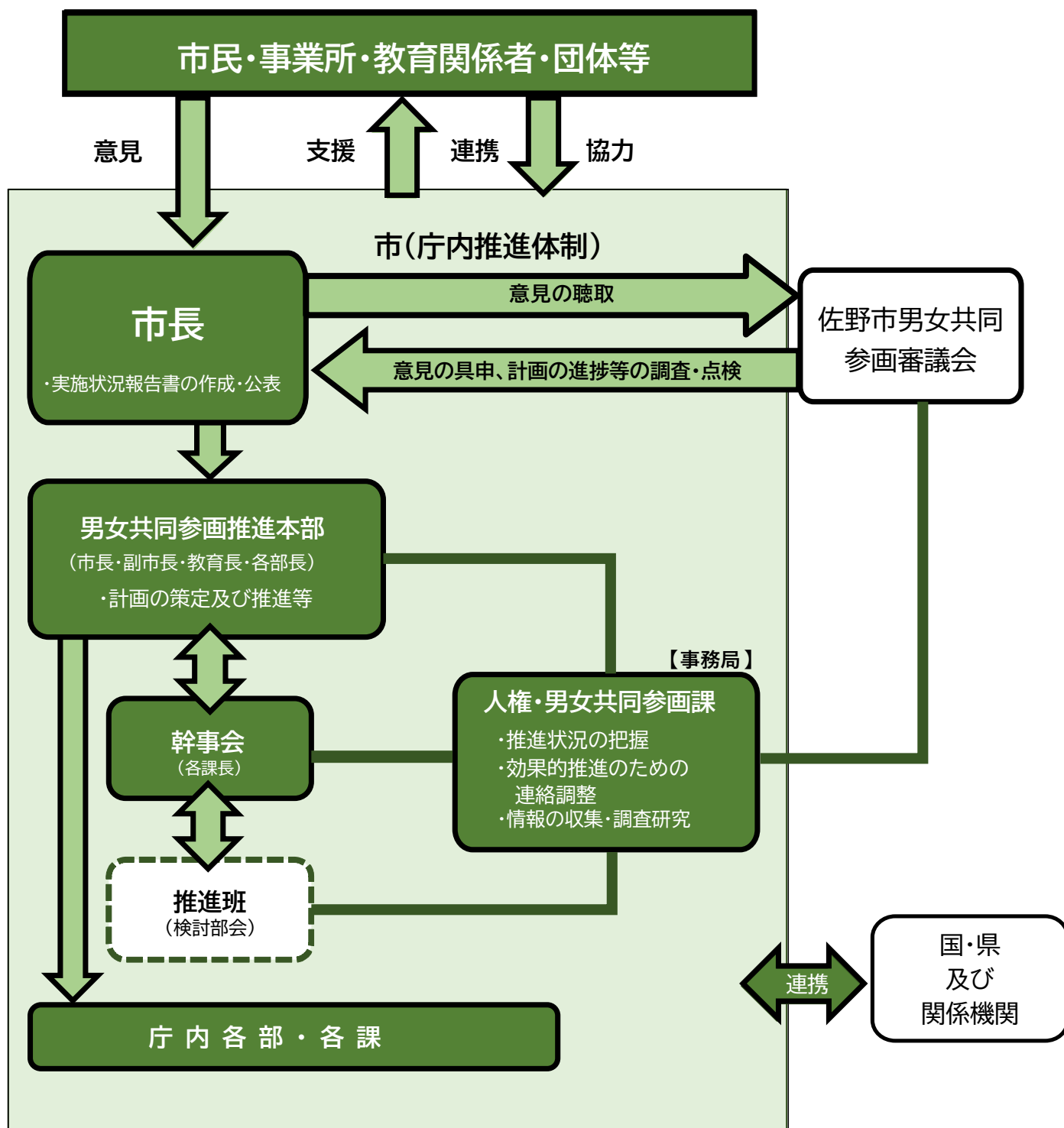
本計画の推進にあたり、県をはじめとする関係機関との連携を図ります。また、男女共同参画に関する活動を行う団体と連携し、市民と協働で男女共同参画を推進します。

第3節 計画の調査・点検・審議体制の設置

市長は、本計画を実効性あるものにするために、施策の推進状況について数値目標を定め、毎年調査・点検し、実施状況等を報告書として取りまとめ、これを公表します。

また、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議するため設置され、市民各界各層で構成する佐野市男女共同参画審議会は、数値目標や計画の進捗状況の調査・点検を行い、必要により市長に意見を述べるなど進行管理体制の強化を図ります。

■計画の推進体制図



第4節 数値目標

基本目標 重点施策番号	指 標	数値目標	
		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
Ⅰ-1 (1)(2)	1. 男女の地位が平等となっていると考えている市民の割合	15.2%	29.0%
	2. 男女の役割は固定せず、男女どちらかが仕事をして家庭にいても良いと考えている市民の割合	55.5%	67.0%
	3. 男女共同参画講演会、研修会等参加人数 ^{※1}	479 人	500 人
Ⅱ-3 (8)(9)	4. 女性リーダー育成のための研修会等参加者数	183 人	190 人
	5. 男女共同参画推進事業者表彰累計事業者数	20 団体	32 団体
Ⅱ-4 (12)(13)	6. 審議会等委員に占める女性の割合 ^{※2}	28.7%	35.0%
	7. 市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合 ^{※3}	21.6%	26.0%
Ⅲ-5 (17)	8. DV について詳しく理解している市民の割合	74.7%	89.0%

※1 市が開催する啓発講座及び講演会等の参加人数

※2 審議会等委員とは

法律又は条例に基づき設置された附属機関及び設置目的がそれらの附属機関に類似するものの委員(※3の①②を含む)

※3 市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合の内訳

①地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等

②地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等

③市役所部課長(一般事務職)

④小中義務教育学校校長 ⑤小中学校教頭・義務教育学校副校長

⑥自治会長 ⑦市長・副市長 ⑧市議会議員

資料編

1. 佐野市男女共同参画都市宣言

水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市の佐野市は、人権を尊重し、互いに男女の別なくあらゆる分野で、その個性と能力を十分に発揮でき、共に生きる思いやりと活力のあふれるまちを目指して、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 わたしたちは、
互いにひとりの人間として認め合い、自分らしく生きることのできるまちをつくれます。
- 1 わたしたちは、
多様な個性を認め合い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できるまちをつくれます。
- 1 わたしたちは、
性別にかかわらず対等な立場で、家庭、学校、職場、地域などのあらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、共に生きるまちをつくれます。

平成28年 6月20日

佐 野 市

2. 佐野市男女共同参画推進条例

平成 18 年 6 月 19 日条例第 34 号
最終改正 令和 6 年 12 月 24 日条例第 41 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条—第17条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第18条—第20条)

第4章 佐野市男女共同参画審議会(第21条)

第5章 雑則(第22条)

附則

日本国憲法には、基本的人権の尊重を基本原則に、個人の尊重、法の下での平等がうたわれている。

また、国際婦人年、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、男女共同参画社会基本法の制定、栃木県男女共同参画推進条例の制定など男女平等に向けた様々な取組が進められてきた。本市においても、これらの取組と連動しつつ男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められ、着実に成果はあがってきている。

しかし、社会的及び文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識や慣行が依然として残っており、更に、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害が発生している。また、少子高齢化、家族形態や地域社会の変化、高度情報化、経済活動の成熟化及び国際化など社会経済情勢は、急激に変化している。

このような状況に対応していくためには、一人一人の人権が尊重され、性別にかかわらず誰もがその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が本市においても重要である。

私たち市民は、誰もがいきいきと暮らせ、豊かで活力のある佐野市をつくるため、男女共同参画の推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市民、事業者、教育関係者及び市の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2)積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3)セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4)ドメスティック・バイオレンス 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。

(5)市民 次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。

ア 市の区域内に居住する者

イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市の区域内に存する学校に在学する者

エ 市の区域内に滞在する者

(6)事業者 営利又は非営利にかかわらず、市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(7)教育関係者 市の区域内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(8)性的マイノリティ 性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。以下同じ。)又は性自認(自己の性別についての認識をいう。以下同じ。)の在り方が少数であると認められる者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。

(1)男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。

(2)社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらにとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。

(3)政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、政策及び方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されるよう配慮されること。

(4)家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における活動とが両立できるよう配慮されること。

(5)教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女平等の理念に基づいた教育が行われるよう配慮されること。

(6)男女間の暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)の根絶 男女が互いに人権を尊重し、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の男女間のあらゆる暴力的行為の根絶が図られるよう努めること。

(7)性と生殖に関する健康と権利の尊重 妊娠、出産その他の性と生殖に関し男女が互いの性を理解するとともに、性に関する互いの意思を尊重し、もって生涯にわたり健康な生活を営む権利が尊重されるよう配慮されること。

(8)性的マイノリティに対する配慮 性的指向及び性自認の多様性を受け入れる精神の涵養^{かん}に努めるとともに、人格と個性を尊重し合いながら共生することができるよう配慮されること。

(9)国際的協調 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、教育関係者、国、他の地方公共団体等と協働し、及び連携しつつ、率先して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、事業活動における男女共同参画の取組状況に関し市長から報告を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育を行うに当たっては、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 教育関係者は、教育における男女共同参画の取組状況に関し市長から報告を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定等)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させることができるよう、適切な措置を講ずるとともに、佐野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(教育の分野における措置)

第9条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性及び能力の育成等の男女共同参画の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(農林業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)

第10条 市は、農林業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、正当に評価され、及び対等な構成員として経営活動及び地域における活動に参画する機会が確保されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民、事業者及び教育関係者が男女共同参画に関する理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるよう啓発活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(活動への支援)

第12条 市は、市民、事業者及び教育関係者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言、人材の育成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、若しくは変更し、又は実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(積極的改善措置)

第14条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じているときは、市民、事業者、教育関係者等と協力し、積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、附属機関及びこれに準ずる機関における委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講ずることによりできるかぎり男女の均衡を図るよう努めるものとする。

3 市は、市の女性職員の職域の拡大、能力開発及び職場環境の整備に努めるとともに、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(実施状況等の公表)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等の報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市の施策に関する意見又は苦情の申出)

第17条 市民、事業者及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、毎年、審議会に意見又は苦情の内容及びその対応状況を報告するものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別等による権利侵害の禁止)

第18条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の男女間の暴力的行為をしてはならない。

3 前2項に定めるもののほか、何人も、性別により権利を侵害する行為をしてはならない。

4 何人も、性的指向及び性自認を理由とする差別的取扱いその他の権利を侵害する行為をしてはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為に関する相談の申出)

第20条 市民は、性別による差別的取扱い又は男女共同参画を阻害する行為に関する相談を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、毎年、審議会に相談の内容及びその対応状況を報告するものとする。

第4章 佐野市男女共同参画審議会

第21条 男女共同参画の推進を図るため、市長の附属機関として、審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)第8条第2項、第17条第2項又は第20条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じて、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議すること。
- (4)前3号に掲げる事項を調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べること。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1)男女共同参画に関し識見を有する者
- (2)関係団体の推薦を受けた者
- (3)市議会議員
- (4)公募に応じた者

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満にならないよう努めるものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月16日条例第15号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第31号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則(令和6年12月24日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

3. その他法令関係

法令	URL/二次元コード
男女共同参画社会基本法	https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/shimin/jinken_danjokyodosankakuka/oshirase/24692.html 
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	

4. 佐野市男女共同参画プラン(第4期)策定の経過

日 付	内 容
令和5年8月2日	第1回佐野市男女共同参画審議会 ・男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所実態調査について
令和5年10月24日～ 11月10日	男女共同参画に関するアンケート調査実施
令和6年6月24日	第1回佐野市男女共同参画推進本部幹事会 ・佐野市男女共同参画プラン(第4期)の策定について
令和6年7月10日	第1回佐野市男女共同参画推進本部会議 ・佐野市男女共同参画プラン(第4期)の策定について
令和6年8月2日	第1回佐野市男女共同参画審議会 ・男女共同参画に関するアンケート調査結果について ・佐野市男女共同参画プラン(第4期)の策定について
令和6年9月13日～ 9月20日	第2回佐野市男女共同参画推進本部幹事会(書面開催) ・佐野市男女共同参画プラン(第4期)〈素案〉について
令和6年10月7日	第2回佐野市男女共同参画審議会 ・佐野市男女共同参画プラン(第4期)〈素案〉について
令和6年10月15日	第3回佐野市男女共同参画推進本部幹事会 ・佐野市男女共同参画プラン(第4期)〈素案〉について
令和6年10月30日	第2回佐野市男女共同参画推進本部会議 ・佐野市男女共同参画プラン(第4期)〈素案〉について
令和7年1月6日～ 2月7日	パブリック・コメント実施

5. 佐野市男女共同参画審議会規則

平成 18 年 6 月 19 日規則第 51 号
改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 23 号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐野市男女共同参画推進条例(平成 18 年佐野市条例第 34 号。以下「条例」という。)第 21 条第8項の規定に基づき、佐野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

2 審議会は、男女共同参画に関する資料を所持する者に対し、調査審議に必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 会議の内容が佐野市情報公開条例(平成 17 年佐野市条例第8号)第6条第1号又は第2号に係るものであるとき。

(2) 会議を公開することにより当該会議の公正かつ適正な議事運営に著しい障害が生ずることが明らかに予想されるとき。

(公印)

第6条 審議会の公印(以下「公印」という。)の公印名、ひな形番号、書体、寸法、個数及び使用範囲は、別表第1のとおりとする。

2 公印のひな形は、別表第2のとおりとする。

3 公印の保管及び取扱いは、人権・男女共同参画課長が行う。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成 25 年3月 29 日規則第 23 号)

この規則は、平成 25 年4月1日から施行する。

6. 佐野市男女共同参画審議会委員名簿

《任期:令和 6 年 9 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日》

No.	氏 名	所 属	備 考
1	島田 好正	文星芸術大学 事務局長	会長
2	堤 裕美子	佐野日本大学短期大学 准教授	
3	小林 貴代	佐野市社会教育委員 委員長	
4	牛久 浩子	佐野市立小・中学校長会 旗川小学校長	
5	藤波 一博	佐野商工会議所 副会頭	
6	川岸 洋純	一般社団法人佐野青年会議所 理事長	
7	小代 久子	佐野市民生委員児童委員協議会 会計	
8	関根 喜美子	佐野市町会長連合会 理事 米山町町会長	
9	永倉 文子	男女共同参画ネットワークさの 会長	副会長
10	五十嵐 康典	男女共同参画ネットワークさの 副会長	
11	北條 正典	栃木労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官	
12	滝田 洋子	佐野市議会議員	
13	長浜 成仁	佐野市議会議員	
14	中里 聖子	公募委員	
15	亀山 里江	公募委員	

(敬称略、所属等は令和 6 年9月1日現在)

7. 佐野市男女共同参画推進本部設置要綱

平成 17 年 2 月 28 日訓令第 15 号
最終改正 令和 6 年 3 月 19 日訓令第 5 号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する総合的施策の推進に資するため、佐野市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に伴う調査研究及び関係部相互の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部委員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括し、必要に応じ本部の会議を招集し、その議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長のうちから本部長があらかじめ指名する副本部長が、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次の事務を処理する。
 - (1) 本部会議に提出する原案の作成
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関し必要な事務
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、市民生活部長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、人権・男女共同参画課長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職員をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第6条 幹事長は、幹事会を総括し、必要に応じ幹事会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(男女共同参画推進班)

第7条 幹事会に付議すべき事項について、連絡、調整等を行うため、男女共同参画推進班(以下「推進班」という。)を置く。

- 2 推進班は、人権・男女共同参画課長及び副幹事長又は幹事の属する課等の職員のうちから市長が任命する者(以下「推進班員」という。)をもって組織する。
- 3 人権・男女共同参画課長は、推進班の事務を総括し、必要に応じ推進班の会議を招集し、その議長となる。

(部会)

第8条 人権・男女共同参画課長は、男女共同参画プランの推進等に関し必要があると認めるときは、推進班に部会を置くことができる。

- 2 部会は、推進班員のうちから、人権・男女共同参画課長が指名する者(以下「部会員」という。)をもって組織する。

(部会長)

第9条 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、部会の事務を総括し、必要に応じ部会の会議を招集し、その議長となる。

(構成員以外の者の出席)

第 10 条 本部、幹事会、推進班又は部会は、それぞれ必要があると認めるときは、それぞれの会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 11 条 本部、幹事会、推進班及び部会の庶務は、市民生活部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第 12 条 この訓令に定めるもののほか、本部、幹事会、推進班及び部会の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 2 月 28 日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 18 日訓令第 19 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 18 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 30 日訓令第 18 号)

この訓令は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 27 日訓令第 12 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 19 日訓令第 12 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 4 日訓令第 24 号)

この訓令は、平成 27 年 12 月 7 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 14 日訓令第 14 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日訓令第 16 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 28 日訓令第 4 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日訓令第 6 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 19 日訓令第 5 号)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

8. 佐野市男女共同参画推進本部構成員名簿

No.	本部役職	役 職	氏 名
1	本部長	市長	金子 裕
2	副本部長	副市長	飯塚 久
3	副本部長	教育長	津布久 貞夫
4	本部委員	総合政策部長	大島 和裕
5	本部委員	総合政策調整監	石川 真也
6	本部委員	行政経営部長	小田 一之
7	本部委員	危機管理監	西島 秀郎
8	本部委員	市民生活部長	大澤 美希
9	本部委員	こども福祉部長	松本 玲子
10	本部委員	健康医療部長	山菅 昭浩
11	本部委員	産業文化スポーツ部長	高橋 利彰
12	本部委員	都市建設部長	岡部 悦郎
13	本部委員	都市建設部次長	横田 昭人
14	本部委員	技術センター部長	岡部 悦郎
15	本部委員	会計管理者	毛塚 敏夫
16	本部委員	議会事務局長	江口 繁実
17	本部委員	監査委員事務局長	板倉 則子
18	本部委員	農業委員会事務局長	高橋 利彰
19	本部委員	上下水道局長	鈴木 秀明
20	本部委員	教育部長	赤阪 英明
21	本部委員	消防長	栗原 徹

《敬称略、所属等は令和 6 年 4 月 1 日現在》

9. 佐野市男女共同参画推進本部幹事会構成員名簿

No.	本部役職	補 職 名 等	氏 名
1	幹事長	市民生活部長	大澤 美希
2	副幹事長	人権・男女共同参画課長	新里 美雪
3	幹事	政策調整課長	森 久仁彦
4	幹事	広報ブランド推進課長	小関 満
5	幹事	行政経営課長	宮田 一彦
6	幹事	危機管理課長	菅原 仁
7	幹事	人事課長	平岩 恵美子
8	幹事	市民生活課長	水上 聡
9	幹事	隣保館長	亀山 佳弘
10	幹事	市民課長	川村 一美
11	幹事	社会福祉課長	窪 順也
12	幹事	障がい福祉課長	渡辺 恭則
13	幹事	こども政策課長	岩上 みちよ
14	幹事	こども課長	石井 孝志
15	幹事	保育課長	向田 裕
16	幹事	医療保険課長	小久保 勝茂
17	幹事	いきいき高齢課長	川又 正成
18	幹事	介護保険課長	岩上 正
19	幹事	健康増進課長	伊東 知美
20	幹事	産業政策課長	塩野目 裕

No.	本部役職	補 職 名 等	氏 名
21	幹事	農政課長	新里 通
22	幹事	都市計画課長	柳田 雅和
23	幹事	建築住宅課長	毛塚 英夫
24	幹事	管理課長	須藤 栄作
25	幹事	議事課長	恩田 俊彦
26	幹事	監査委員事務局書記	村山 和之
27	幹事	農業委員会事務局参事	佐瀬 浩幸
28	幹事	企業経営課長	石川 順一
29	幹事	教育総務課長	向田 綾子
30	幹事	学校教育課長	岡本 桂馬
31	幹事	教育センター所長	大歳 勝也
32	幹事	生涯学習課長	三関 純一
33	幹事	総務課長※1	寺嶋 久雄

※1 消防本部総務課長

《敬称略、所属等は令和6年4月1日現在》

10. 国際婦人年以降の男女共同参画に関するあゆみ

年次	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	佐野市の動き
1975 昭50	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 第1回世界女性会議 世界行動計画採択 ・国連婦人の十年 ('76~'85)決定	・総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題担当室設置 ・女子教育職員等育児休業法公布		
1976 昭51		・民法改正法公布(離婚後の氏の選択制度)		
1977 昭52		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館開館		
1979 昭54	・女子差別撤廃条約採択		・企画部婦人青少年課設置 ・婦人行政連絡会議発足 ・栃木県婦人問題懇話会設置	
1980 昭55	・国連婦人の十年中間年世界会議(コペンハーゲン) 第2回世界女性会議 後半期行動プログラム採択	・民法及び家事審判法改正法公布(配偶者相続分を1/2に引き上げ)	・栃木県婦人の翼(現在の次世代人材づくり事業女性リーダー育成部門)実施	
1981 昭56	・ILO156号条約(家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)採択	・国内行動計画後期重点目標設定	・婦人のための栃木県計画策定(S56~60)	
1984 昭59		・国籍法及び戸籍法の改正法公布(国籍の父母両系主義採用)		
1985 昭60	・国連婦人の十年最終年世界会議(ナイロビ) 第3回世界女性会議 婦人の地域向上のためのナイロビ将来戦略採択	・国民年金法改正法公布(女性の年金権確立) ・男女雇用機会均等法公布 ・女子差別撤廃条約批准 ・労働者派遣法公布		
1986 昭61			・とちぎ新時代女性プラン策定(S61~H2)	
1987 昭62		・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定	・第1回婦人のつどい開催	これ以前については、旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町とも栃木県女性の海外研修(昭和55年~)に派遣するなど、女性行政・女性教育の場において、男女共同参画の推進に取り組んできました。
1988 昭63			・栃木県婦人団体連絡協議会発足	・交通生活課に婦人生活係を設置(旧佐野市)
1990 平2	・ナイロビ将来戦略の「第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991 平3		・西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定) ・育児休業法公布 ・婦人問題担当大臣任命	・とちぎ新時代女性プラン二期計画策定(H3~7)	
1992 平4				・婦人生活係を女性生活係に改称(旧佐野市)
1993 平5	・国連世界人権会議(ウィーン)ウィーン宣言及び行動計画採択 ・女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択	・中学校での家庭課の男女必修完全実施 ・パートタイム労働法公布		
1994 平6	・国際人口・開発会議(カイロ)行動計画採択(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ提唱)	・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・内閣に男女共同参画推進本部設置		

年次	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	佐野市の動き
1995 平7	・第4回世界女性会議(北京)北京宣言及び行動綱領採択(目標:平等・開発・平和)	・育児・介護休業法公布(育児休業法の改正法) ・ILO156 号条約(家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)批准	・財団法人とちぎ女性センター設立	
1996 平8		・男女共同参画 2000 年プラン策定	・とちぎ新時代女性プラン三期計画策定(H8~12) ・婦人青少年課を女性青少年課に改称 ・とちぎ女性センター開館 ・栃木県男女共同参画推進本部設置	・町民生活課女性生活係を設置(旧田沼町)
1997 平9		・男女雇用機会均等法改正法公布(女性に対する募集・採用、配置・昇進の差別的取り扱いの禁止) ・介護保険法公布		・女性団体(パルティング田沼)設立(旧田沼町)
1998 平10				・社会教育課社会教育係を生涯学習課生涯学習係に改称(旧葛生町)
1999 平11		・男女共同参画社会基本法公布 ・食料・農業・農村基本法公布(女性の参画の促進を規定)		・市民生活課女性生活係を女性政策・生活係に改称(旧佐野市) ・佐野市男女共同参画推進本部設置(旧佐野市)
2000 平12	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) 政治宣言及び成果文書採択	・ストーカー規制法公布 ・男女共同参画基本計画策定	・女性青少年課女性係を女性青少年課男女共同参画担当に改組	・男女共同参画社会に関する市民意識調査実施(旧佐野市)
2001 平13		・内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 ・配偶者暴力防止法公布 ・第 1 回男女共同参画週間実施(6/23~6/29)	・とちぎ男女共同参画プラン策定(H13~17)	・佐野市女性団体連絡協議会設立(旧佐野) ・市民生活課女性政策・生活係の女性政策部門を企画課企画係に移管し、男女共同参画社会推進担当(専任)を配置(旧佐野市) ・佐野市男女共同参画推進懇話会設置(旧佐野市)
2002 平14			・栃木県男女共同参画推進条例公布	・佐野市男女共同参画プラン策定(H14~18)(旧佐野市) ・町民生活課女性生活係を同課生活環境担当に改組(旧田沼町) ・男女共同参画情報紙「ハーモニー」創刊号発行(旧佐野市)
2003 平15		・次世代育成支援対策推進法公布 ・少子化社会対策基本法公布		・男女共同参画啓発紙「いっしょに」創刊号発行(旧葛生町) ・葛生町女性団体連絡協議会設立(旧葛生町)
2004 平16		・配偶者暴力防止法改正法公布(保護命令対象の拡大)	・とちぎ女性センターをとちぎ男女共同参画センターに改称	・情報誌「こらぼ」創刊号発行(旧田沼町) ・男女共同参画室設置(市民生活部へ移管)(旧佐野市)

年次	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	佐野市の動き
2005 平17	・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10世界閣僚級会合」(ニューヨーク)	・男女共同参画基本計画(第2次)策定	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定	・合併により新佐野市誕生 市民生活部に男女共同参画課を設置 男女共同参画懇話会設置 男女共同参画推進本部設置 ・男女共同参画ネットワークさの設立(市民団体)
2006 平18		・男女雇用機会均等法改正法公布(男女双方に対する差別的取り扱いの禁止、間接差別の禁止、セクハラ防止が措置義務に)	・とちぎ男女共同参画プラン(二期計画)策定(H18～22)	・佐野市男女共同参画推進条例制定 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画に関する市民意識調査実施
2007 平19		・配偶者暴力防止法改正法公布(保護命令制度の拡充)	・女性青少年課男女共同参画担当を青少年男女共同参画課男女共同参画担当に改称	
2008 平20		・女性の参画加速プログラム策定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回提出		・佐野市男女共同参画プラン策定(H20～24)
2009 平21	・国連女子差別撤廃委員会(日本の女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議・勧告)	・男女共同参画シンボルマーク決定 ・育児介護休業法改正法公布(子育て中の短時間勤務制度等の義務化、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進、介護休暇の新設(H22施行))	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画改定(H21～23)	・佐野市男女共同参画推進センター開館 ・男女共同参画情報紙「パレット」発行
2010 平22	・第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」世界閣僚会合)(ニューヨーク)	・男女共同参画基本計画(第3次)策定		・ネットワークさのによる団体企画実践講座開始
2011 平23	・ジェンダー平等と女性のエンパワメント*のための国連機関(UN Women)発足		・とちぎ男女共同参画プラン(三期計画)策定(H23～27) ・とちぎ男女共同参画センター開所	
2012 平24			・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画第2次改定(H24～28)	・男女共同参画に関する市民アンケート調査実施
2013 平25		・配偶者暴力防止法改正法公布(保護命令対象の拡大)		・人権推進課と男女共同参画課が統合し、人権・男女共同参画課となる
2014 平26	・第58回国連婦人の地位委員会(「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議)		・人権・青少年男女参画課に改編	・佐野市男女共同参画プラン(第二期)策定(H26～R元)
2015 平27	・国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択(「ジェンダー平等と女性・女児のエンパワメント」が目標に)	・女性活躍推進法公布 ・男女共同参画基本計画(第4次)策定		
2016 平28		・男女雇用機会均等法改正法公布(妊娠・出産に関するハラスメント防止が措置義務に)	・とちぎ男女共同参画プラン(四期計画)策定(H28～R2) ・栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画策定 ・「とちぎ女性活躍推進プロジェクト」実施 ・「とちぎ女性活躍応援団」設立	・佐野市男女共同参画都市宣言制定 ・佐野市男女共同参画推進センター(パレットプラザさの)移転

年次	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	佐野市の動き
2017 平29		・育児介護休業法改正法公布(育児休業や休業給付期間の延長、男性の育児目的休暇の新設)	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画第3次改定(H29～R3)	
2018 平30				・男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所実態調査実施
2019 令元				
2020 令2		・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」作成 ・男女共同参画基本計画(第5次)策定		・佐野市男女共同参画プラン(第3期)策定(R2～6)
2021 令3			・「とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)」策定(R3～7)	
2022 令4			・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画第4次改定(R4～8)	・パートナーシップ宣誓制度の導入 ・佐野市女性人材バンク設置
2023 令5		・G7 ジェンダー平等大臣共同声明(日光声明)が採択 ・DV 防止法の改正 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行	・11月22日を「とも家事の日」と制定	・男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所実態調査実施
2024 令6		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	・「栃木県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」策定	
2025 令7				・佐野市男女共同参画プラン(第4期)策定(R7～11)

11. 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄)

昭和 54(1979)年 12 月 18 日国際連合採択
昭和 60(1985)年 6 月 25 日批准条約第 7 号

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかなを問わない。)を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。〔中略〕委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。〔後略〕

〔2～9 略〕

第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

〔第19、20条略〕

第21条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

〔第22条、第6部略〕

12. 用語解説

【あ行】

・SDGs

日本語では、持続可能な開発目標と言い、平成 27(2015)年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された合意文書「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和 12(2030)年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するために、貧困や飢餓、健康や福祉、教育や働きがい、ジェンダーや不平等、水やエネルギー、技術革新やまちづくり、気候変動や地球環境、そして、人権や平和などに関わる17の目標と、169の具体的なターゲットから構成されています。

・M 字カーブ

女性の労働力は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる M 字型の曲線を描いています。

【か行】

・家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分に話し合っただけめた協定です。

・キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達(社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程)を促す教育のことです。

・固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける考えのことをいいます。女性が「固定的役割分担意識」によって社会進出を阻まれてきたということはよく言われますが、男性も「男は仕事」、「男は強くなければならない」など、性別による役割の固定化を受けてきたと言えます。

【さ行】

・ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー／gender)といいます。「ジェンダー」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われているものです。

・ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出される、男女格差を測る指数です。

・女性活躍推進法

この法律は、女性が職場で活躍できる環境を整備し、男女平等を実現するために必要な施策を企業や行政に求めることを目的としています。

・女性のエンパワーメント

男女共同参画社会の実現のため、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことです。

・セクシュアル・ハラスメント(略称セクハラ)

性的いやがらせのことで、雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。

【た行】

・男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として公布、施行されました。

・デート DV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者(配偶者等を除く)の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。

・ドメスティック・バイオレンス(略称 DV)(配偶者からの暴力)

一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことを示すとされています。「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指します。

【は行】

・ファミリー・サポート・センター

地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う(保育施設までの送迎、保育開始前や終了後にこどもを預かるなど)会員組織の事業です。

・保護命令

配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者(事実婚の者及び元配偶者を含みます。)に対して発する命令です。(1)接近禁止命令、(2)退去命令、(3)電話等禁止命令があります。

【ま行】

・メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことを言います。

・メンタルヘルス

精神面における健康のことで、心の健康、精神衛生、精神保健と称され、主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減・緩和とそれらへのサポートのことを言います。うつ病などの心の病気(精神疾患)の予防を目的とした場面で使われます。

【ら行】

・労働力率

15歳から64歳までの生産年齢人口に対する労働力人口(就業者数+完全失業者数)の割合のことを言います。

【わ行】

・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことを言います。

佐野市男女共同参画プラン（第4期）

令和7（2025）年3月

発行 佐野市

編集 佐野市市民生活部人権・男女共同参画課

〒327-0398 栃木県佐野市田沼町 974 番地 3

T E L 0283-61-1140

F A X 0283-61-1142

E-mail jinkendanjyo@city.sano.lg.jp

U R L <https://www.city.sano.lg.jp>



佐野ランドキャラクターさのまる © 佐野市